



十和田市子どもの 貧困対策推進計画

令和5年度～令和6年度



令和5年3月
十和田市

十和田市

子どもの貧困対策推進計画

令和5年度～令和6年度

令和5年3月

十和田市

はじめに

十和田市では、子どもが生まれ育つ環境により、子どもの将来が閉ざされることのないよう、健やかに成長する環境づくりを進めるため、「十和田市子どもの貧困対策推進計画」を策定することとなりました。

この計画は、「すべての子どもたちが、家庭で、地域で大切にされ、自信と夢を抱いて成長するまち とわだ」を基本理念とし、令和3年度に実施した「十和田市子どもの貧困対策推進計画策定調査」より判明した貧困の基準となる困窮世帯やその周辺世帯における4つの課題、「教育の支援に関する課題」「生活の安定に資するための支援に関する課題」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関する課題」「経済的支援に関する課題」を解決するための施策を推進していきます。

計画の推進にあたっては、庁内関係各課が連携し、また、市民、地域団体の活動を支援するとともに、取組にあたっては国・県、関係団体との効果的な連携を図りながら、施策を推進してまいりますので、今後とも皆様方のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました十和田市子どもの貧困対策推進計画検討委員会の委員の皆様をはじめ、関係各位に心から御礼申し上げます。



令和5年3月

十和田市長 小山田 久

目次

第1章 計画の基本事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
4 計画の策定方法	3
5 国、県の動向	4
(1)国の動向	4
(2)青森県の動向	6
第2章 子どもの貧困に関する現状と課題	7
1 本市の現状	7
(1)人口の推移と将来推計	7
(2)ひとり親(母子・父子)世帯の推移	8
(3)生活保護世帯・児童扶養手当受給者等の状況	9
(4)生活困窮者自立支援制度の支援状況	11
2 十和田市子どもの生活実態調査の結果	12
(1)保護者のアンケート結果の分析	13
(2)子どものアンケート結果の分析	16
3 本市における課題の整理	19
第3章 基本方針	20
1 基本理念	20
2 基本方針	21
3 子どもの貧困対策の検証のための指標	22
4 施策体系	23
第4章 施策展開	24
施策1 教育の支援	24
1.1 子どもの貧困対策のプラットフォームとなる小・中学校運営の学習支援の推進	24
1.2 幼児教育の負担軽減と就学支援の充実	25
1.3 特に配慮を要する子どもへの支援	25
1.4 教育の質の向上、通学支援	26
1.5 地域における学習支援と子どもたちの健全育成活動の活性化	27
施策2 生活の安定に資するための支援	28
2.1 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援	28
2.2 子どもの生活支援	29
2.3 家庭教育に関する課題への取組	29
2.4 子どもの見守り支援	30
施策3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	30

3.1 保護者の就労支援	30
3.2 保育等の確保	31
施策 4 経済的支援	31
4.1 子育て家庭と子どもの養育に関する経済的支援	31
第 5 章 計画の推進	33
1 推進体制	33
2 計画の進行管理	33
参考資料	34
1 生活実態調査資料	34
(1)保護者のアンケート結果	34
(2)子どものアンケート結果	41
2 十和田市子どもの貧困対策推進計画検討委員会設置要綱・委員名簿	47
3 計画の策定経過	49

「子ども」の表記について

本計画は「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の表記に準じ、原則として「子ども」の表記を用います。ただし、「子供の貧困対策に関する大綱」や施策・事業名称等は正式表記(子供、こどもを含む)を引用しています。

第1章 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

子どもは未来の社会をつくる存在です。生まれ育つ環境により、子どもの将来が閉ざされることのないよう、健やかに成長する環境づくりを進めることが社会全体の責務となっております。

令和元年の「国民生活基礎調査」(厚生労働省)によると、子どもの貧困率*は13.5%であり、国全体で7人に1人の子どもが平均的な所得の半分以下の世帯で暮らす貧困の状態であることが明らかになりました。「令和3年 子供の生活状況調査の分析報告書」(令和3年12月 内閣府政策統括官(政策調整担当))によると、新型コロナウイルス感染症の影響で、最も収入の低い水準の世帯やひとり親世帯の生活状況がさらに厳しくなっている可能性が述べられています。

十和田市(以下「本市」という。)が令和3年度に実施した「十和田市子どもの貧困対策推進計画策定調査」の結果を見ると、回答した子育て世帯のおよそ1割が困窮家庭に該当しており、その周辺家庭を含めると、およそ1/4が生活に困難を感じているという実態が浮かび上がりました。

こうした本市の実態と近年の社会状況を踏まえながら、平成25年6月に制定された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、令和元年11月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」及び青森県の動向も勘案した上で、子どもの貧困対策の方向性を定める「十和田市子どもの貧困対策推進計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

*子どもの貧困率は、17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得が中央値の半分に満たない子どもの割合。

2 計画の位置付け

本計画は「子どもの貧困対策の推進に関する法律*」の第9条の2に定める「市町村子どもの貧困対策についての計画」に該当します。

*子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)

第9条の2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

本市においては、市政の最上位計画である「第2次十和田市総合計画」(平成29年度～令和8年度)に掲げる『基本目標2 地域全体で子育て・子育てをしっかりと支えるまち(子育て・教育)』を推進する個別計画となる「十和田市子ども・子育て支援事業計画」を補完する計画に位置付けます。また、教育、保健・医療・福祉、就労支援等、各分野の計画・施策と整合性を図っています。

3 計画期間

本計画は「十和田市子ども・子育て支援事業計画」を補完するものとして計画されますが、取組部分に重複部分が多くあること、密接な連携のもとにあればより効率的に施策が実施されることから、「第三期十和田市子ども・子育て支援事業計画」へ統合するものとします。

このことにより、計画期間は、令和5年度を初年度とし、令和6年度を最終年度とする2年間とします。

■計画期間

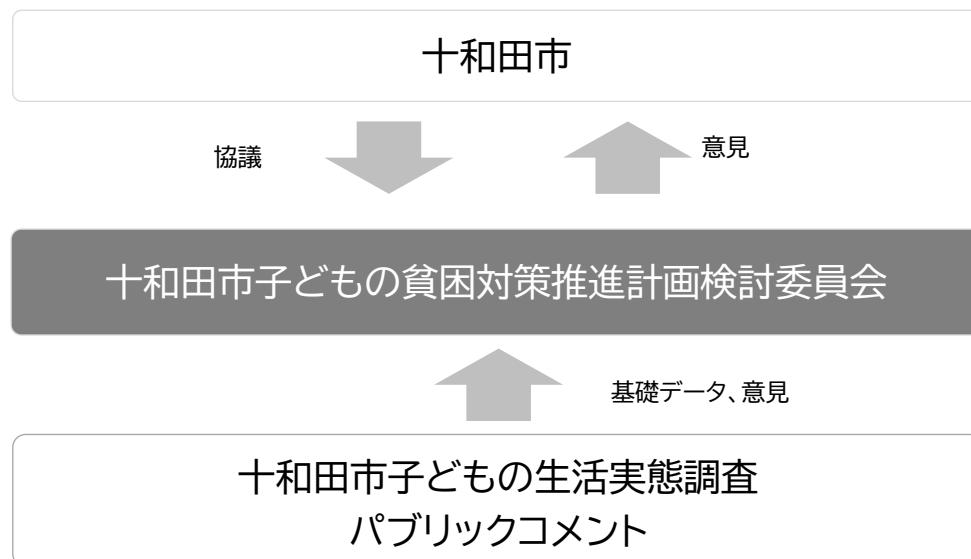
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
十和田市総合計画	第2次			第3次			
十和田市子ども・子育て支援事業計画	第二期		第三期				
十和田市子どもの貧困対策推進計画	本計画						

4 計画の策定方法

◇十和田市子どもの貧困対策推進計画検討委員会の設置

本計画を幅広い観点から議論するため、学識経験者や関係団体等で構成する「十和田市子どもの貧困対策推進計画検討委員会」を設置し、計画策定に向け協議を行いました。

■計画の策定体制

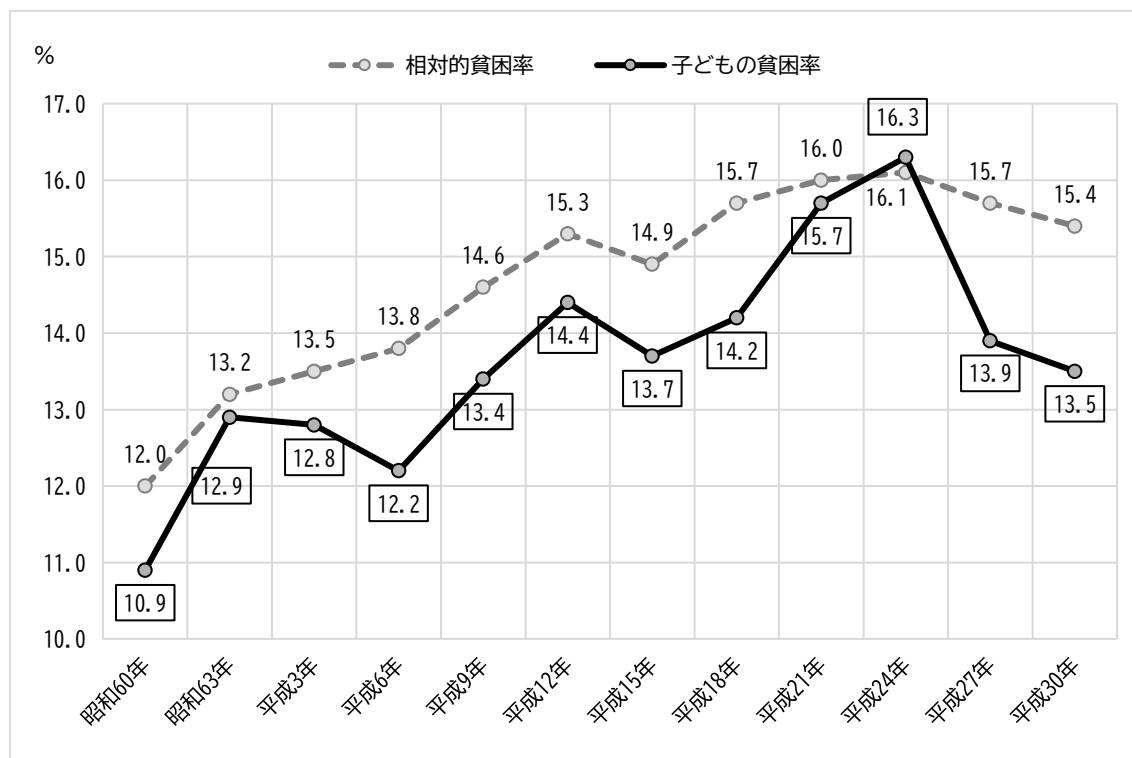


5 国、県の動向

(1)国の動向

令和元年国民生活基礎調査において、平成30年の子どもの貧困率は13.5%となり、過去最高を更新した平成24年に比べて2.8ポイント改善が見られたものの、未だ、およそ7人に1人の子どもが貧困の状態にあります。

■相対的貧困率と子どもの貧困率の推移(全国)



資料 厚生労働省 令和元年国民生活基礎調査

*相対的貧困率は、一定基準(貧困線:等価可処分所得が中央値の半分)を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合。

こうした中、少子化が改善される兆しのみえない将来の日本において、子どもの貧困が社会経済活動の基盤となる人材確保に深刻な影響を及ぼすことから、子どもの貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決するため、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律*」が施行されました。

***子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)**

(基本理念)

第2条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

令和元年6月に法律の一部改正が行われ、同年11月、「子供の貧困対策に関する大綱」が改定されました。この大綱に基づき、「教育の支援」、「保護者の就労の支援」、「生活の支援」、「経済的支援」を柱とする対策が全国で進められています。

■子供の貧困対策に関する大綱(概要)(令和元年11月29日閣議決定)>

<p>I 目的・理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。 ○ 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。 	
<p>II 基本的な方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援 ○ 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への配慮 ○ 地方公共団体による取組の充実など 	<p>IV 指標の改善に向けた重点施策</p> <p>教育の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上 ○ 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築、少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障 ○ 高等学校等における修学継続のための支援 <ul style="list-style-type: none"> ・高校中退の予防のための取組、高校中退後の支援 ○ 大学等進学に対する教育機会の提供 ○ 特に配慮を要する子供への支援 ○ 教育費負担の軽減 ○ 地域における学習支援等 <p>保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職業生活の安定と向上のための支援 <ul style="list-style-type: none"> ・所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現 ○ ひとり親に対する就労支援 ○ ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援
<p>III 子供の貧困に関する指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護世帯に属する子供の高校・大学等進学率 ○ 高等教育の修学支援新制度の利用者数 ○ 食料又は衣服が買えない経験 ○ 子供の貧困率 ○ ひとり親世帯の貧困率 <p>など、39の指標</p>	<p>生活の安定に資するための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援 <ul style="list-style-type: none"> ・特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援 等 ○ 保護者の生活支援 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の自立支援、保育等の確保 等 ○ 子供の生活支援 ○ 子供の就労支援 ○ 住宅に関する支援 ○ 児童養護施設退所者等に関する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭への復帰支援、退所後の相談支援 ○ 支援体制の強化 <p>経済的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施 ○ 養育費の確保の推進 ○ 教育費負担の軽減
<p>施策の推進体制等</p> <p><子供の貧困に関する調査研究等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究 ○ 子供の貧困に関する指標に関する調査研究 ○ 地方公共団体による実態把握の支援 <p><施策の推進体制等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国における推進体制 ○ 地域における施策推進への支援 ○ 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開 ○ 施策の実施状況等の検証・評価 ○ 大綱の見直し 	

(2)青森県の動向

青森県は、平成28年3月の「青森県子どもの貧困対策推進計画」策定に続き、令和3年3月に「第2期青森県子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

■第2期青森県子どもの貧困対策推進計画(抜粋)

基本理念	ひとり親家庭など困難な環境にある子どもやその家族を支援し、すべての子どもたちが現在から将来にわたり夢と希望を持って成長できる青森県を目指して子どもの貧困対策を総合的に推進します。
基本方針	国の大綱に示されている4つの重点項目に、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を踏まえた5つの重点項目を定めた。 I 教育の支援 II 生活の安定に資するための支援 III 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 IV 経済的支援 V 新型コロナウイルス感染症等の影響への支援

第2章 子どもの貧困に関する現状と課題

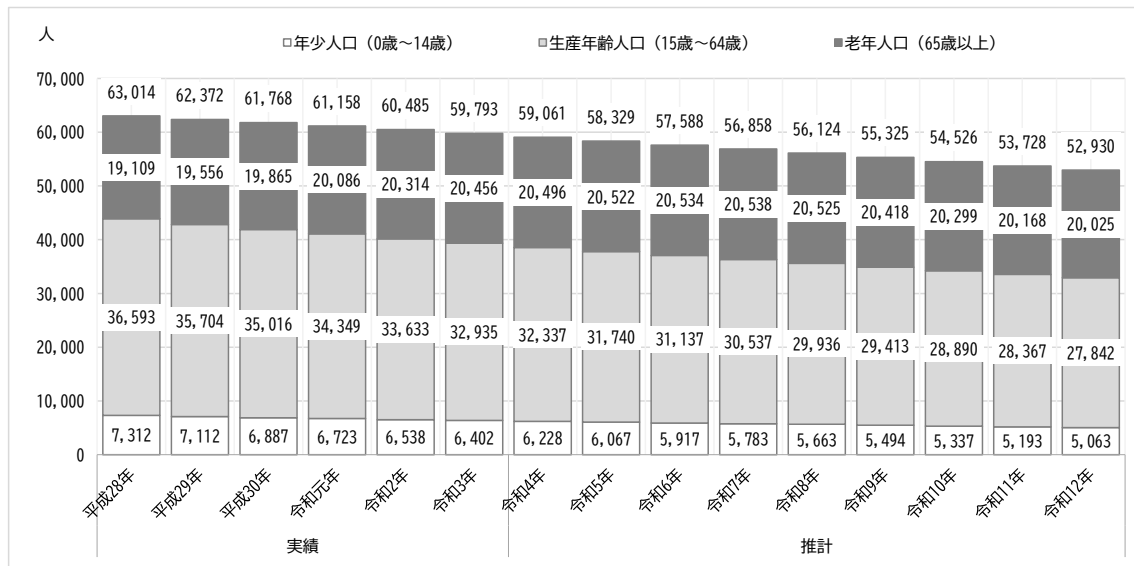
1 本市の現状

(1)人口の推移と将来推計

本市の総人口は平成11年を境に減少局面に入り、平成29年から令和3年にかけても減少傾向が続きました。この間の年齢別3区分人口の推移を見ると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少する一方、老年人口（65歳以上）は一貫して増加する少子高齢化が進行しています。

「住民基本台帳に基づく十和田市の人口（令和4年3月31日現在）」の将来推計によると、総人口の減少は今後も続く見通しであり、その中で少子化がさらに進行する見通しです。

■年齢3区分別人口の推移及び将来推計



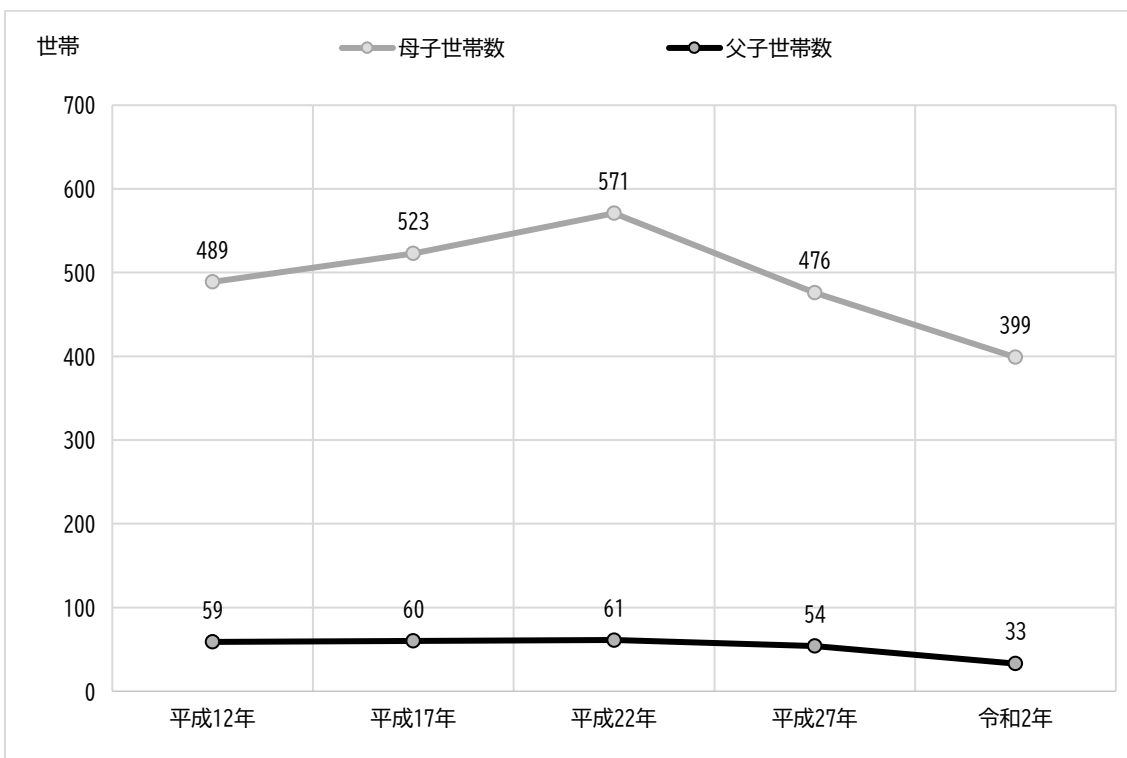
資料：住民基本台帳(実績は各年9月30日現在)に基づく十和田市の人口(令和4年3月31日現在)

(2)ひとり親(母子・父子)世帯の推移

母子世帯数は、平成12年から平成22年にかけて増加し、平成22年に571世帯になりました。平成27年から減少し、令和2年は399世帯となりました。

父子世帯数は、平成12年から平成22年にかけて60世帯前後の横ばいで推移しました。平成27年から減少し、令和2年は33世帯となりました。

■ひとり親(母子・父子)世帯の推移

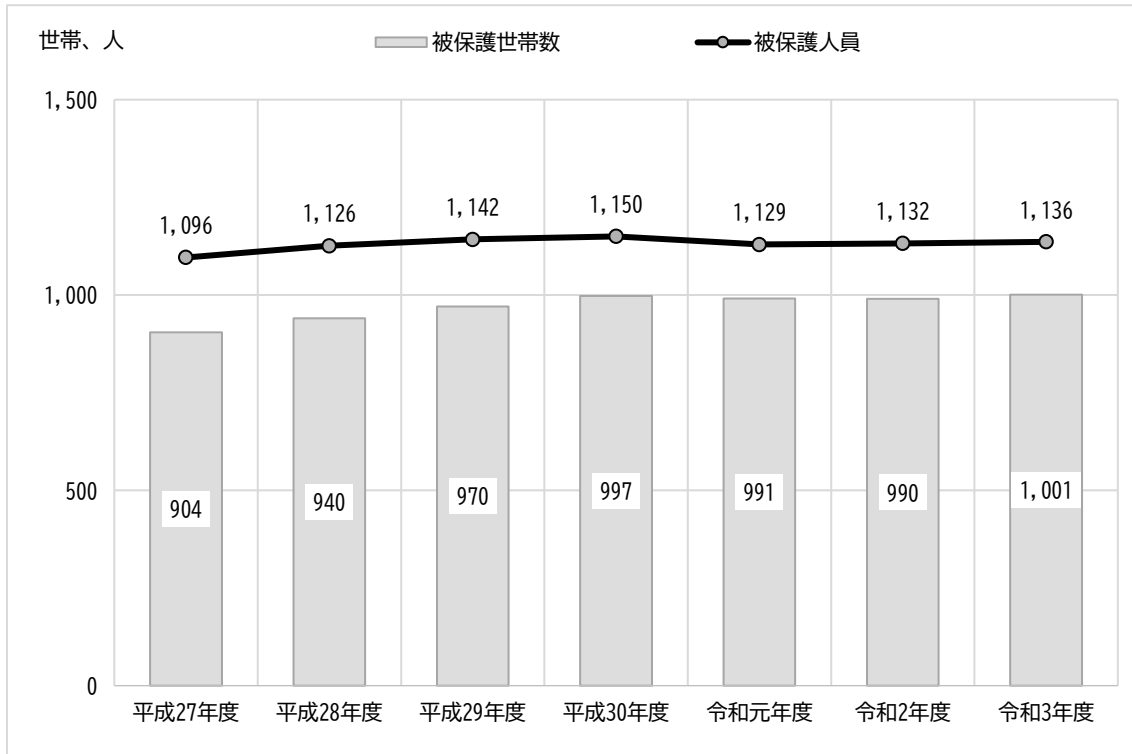


資料：国勢調査(平成12年は、(旧)十和田市と十和田湖町の合算数値)

(3)生活保護世帯・児童扶養手当受給者等の状況

生活保護の被保護世帯数・被保護人員は、平成27年度から平成30年度にかけて微増しました。令和元年度から令和3年度にかけて、被保護世帯数は990～1,000世帯、被保護人員は1,130～1,150人程度と横ばいで推移しました。

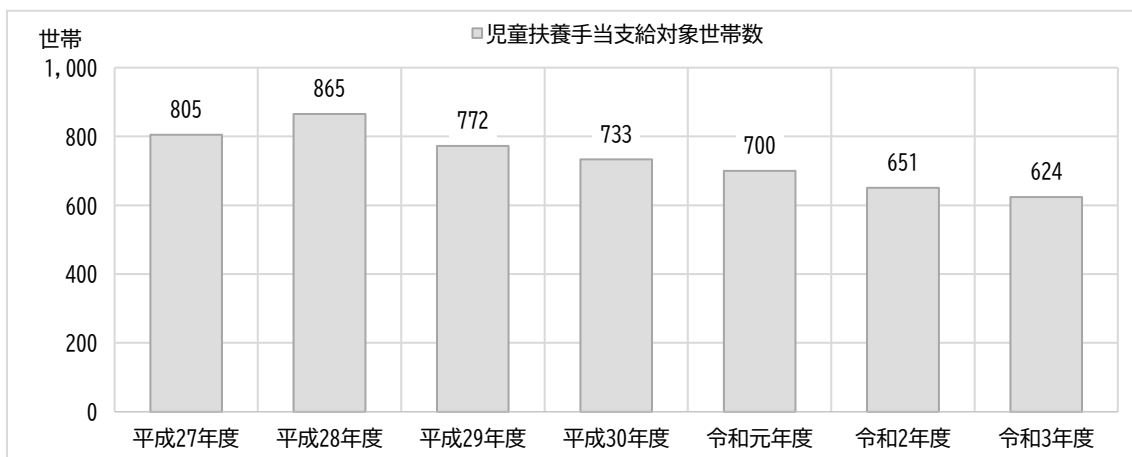
■生活保護の状況



資料:生活福祉課(各年度月平均)

児童扶養手当支給対象世帯数は、平成28年度をピークに年々減少しており、令和3年度は624世帯となりました。

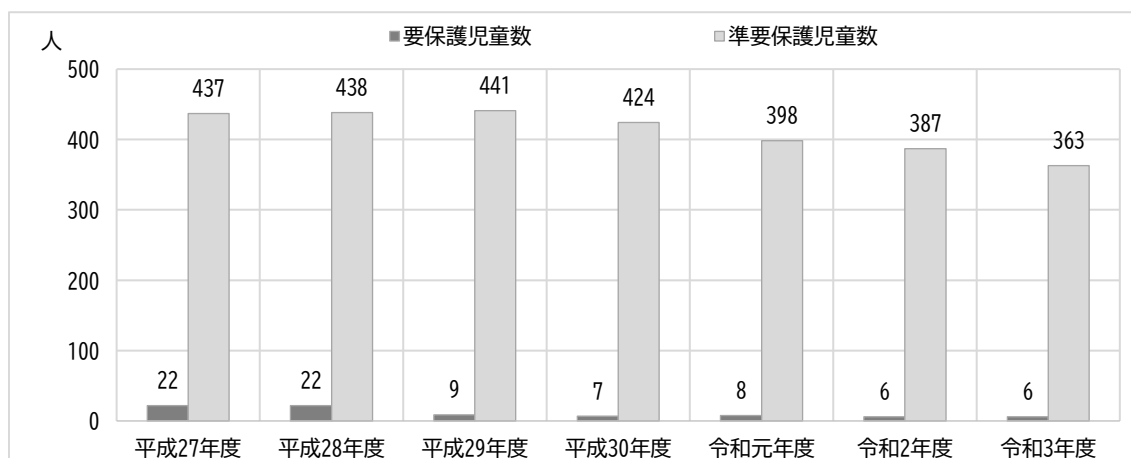
■児童扶養手当支給対象世帯数の推移



資料:福祉行政報告例第61表 児童扶養手当受給資格者の認定及び異動状況

要保護・準要保護児童数*は、平成30年度から減少傾向にあり、令和3年度の要保護児童数は6人、準要保護児童数は363人でした。

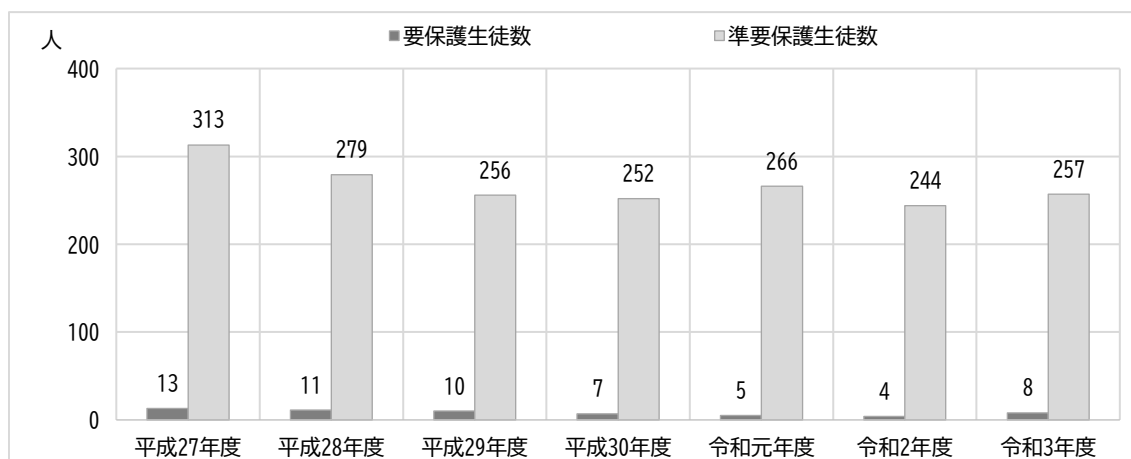
■要保護・準要保護児童数(小学校)の推移



資料:要保護・準要保護児童生徒認定数及び支給状況の推移(各年5月1日現在)

要保護・準要保護・生徒数*は年度によって変動しており、令和3年度の要保護生徒数は8人、準要保護生徒数は257人でした。

■要保護・準要保護生徒数(中学校)の推移



資料:要保護・準要保護児童生徒認定数及び支給状況の推移(各年5月1日現在)

*要保護児童・生徒は、保護者が生活保護を受けている、または保護を受けていないが保護を必要とする状態にある児童・生徒。

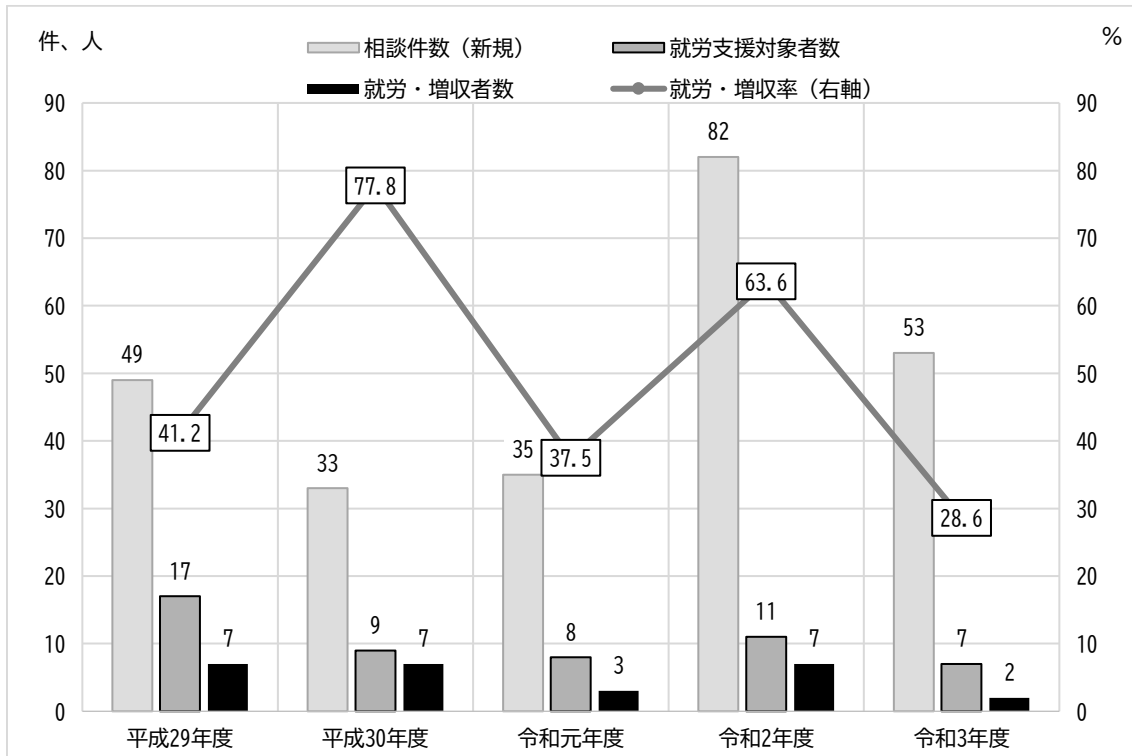
*準要保護児童・生徒は、保護者が要保護者に準ずる程度に経済的に困窮している児童・生徒。

(4)生活困窮者自立支援制度の支援状況

生活困窮者自立支援制度の支援状況は年度によって変動しますが、令和2年度は相談件数（新規）が82件に急増しました。これは新型コロナウイルス感染症の世界的な流行による経済活動の制限が大きく影響したものと考えられます。

令和3年度は、相談件数（新規）53件、就労支援対象者数7人、就労・増収者2人、就労・増収率28.6%でした。

■生活困窮者自立支援制度の支援状況



資料：生活福祉課

2 十和田市子どもの生活実態調査の結果

本計画の策定にあたり、本市の子どもの貧困に関する実態を把握するため、子ども本人と保護者対象に「十和田市子どもの生活実態調査」（以下「生活実態調査」という。）を実施しました。主な結果については、生活実態調査資料へ掲載します。

生活実態調査における「生活困難度」の取扱いについて

本調査では、青森県の先行調査を参考に、所得の状況だけでなく、家計の逼迫、子どもの体験や所有物の欠如について着目し、それらの回答状況を用いて子どものいる家庭の「生活困難度」を以下のとおり分類・定義しました。

- ・「困窮家庭」①～③の3つのうち2つ以上該当となっている家庭
- ・「周辺家庭」①～③の3つのうち1つだけ該当となっている家庭
- ・「一般家庭」①～③の3つのうち1つも該当とならない家庭

① 低所得	<p>(1) 保護者調査の選択肢ごとに、可処分所得の中央値を算出。</p> <p>(2) (1)で算出した可処分所得と、問2の世帯人数の回答をもとに、以下の算式で等価可処分所得を算出。</p> $\text{等価可処分所得} = \frac{\text{可処分所得}}{\sqrt{\text{世帯員数}}}$ <p>(3) 等価可処分所得が「127万円未満の世帯」とした。 (※厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」において示されている貧困線の基準値である127万円を基準として採用した。)</p>	問18			
		選択肢	最小値	最大値	中央値
		1	0	1,199,999	600,000
		2	1,200,000	1,749,999	1,475,000
		3	1,750,000	2,099,999	1,925,000
		4	2,100,000	2,449,999	2,275,000
		5	2,450,000	2,749,999	2,600,000
		6	2,750,000	2,999,999	2,875,000
		7	3,000,000	3,249,999	3,125,000
		8	3,250,000	3,449,999	3,350,000
		9	3,450,000	3,649,999	3,550,000
		10	3,650,000	3,849,999	3,750,000
		11	3,850,000	3,999,999	3,925,000
		12	4,000,000	5,499,999	4,750,000
13	5,500,000	6,999,999	6,250,000		
14	7,000,000		7,000,000		
② 家計の逼迫	<p>以下の設問で1つでも該当する場合「家計の逼迫」に該当とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去1年間に家族が必要とする食料を買えないことがあった ⇒「よくあった」「ときどきあった」 ・過去1年間に家族が必要とする衣類を買えないことがあった ⇒「よくあった」「ときどきあった」 ・①電話料金、②電気料金、③ガス料金、④水道料金、⑤家賃、⑥住宅ローン、⑦給食費 が支払えないことがあった ⇒「あった」 				
③ 体験・所有物の欠如	<p>以下の設問で3つ以上該当する場合「体験・所有物の欠如」に該当とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①海水浴に行く、②博物館・科学館・美術館などに行く、③キャンプやバーベキューに行く、④スポーツ観戦や観劇に行く、⑤遊園地やテーマパークに行く ⇒「経済的な理由でない」 ・①毎月お小遣いを渡す、②毎年新しい洋服・靴を買う、③習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる、④学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう）、⑤誕生日のお祝いをする、⑥1年に1回程度家族旅行に行く、⑦クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる ⇒「経済的にできない」 ・経済的理由で世帯にないもの ⇒「子どもの年齢に合った本」、「子ども用のスポーツ用品・おもちゃ」、「子どもが自宅で宿題をすることができる場所」 				

資料：生活実態調査

◇生活実態調査の実施概要

対象者	子ども本人 956名(小学5年生472名、中学2年生484名)
	小学5年生、中学2年生の子どもがいる保護者世帯 956世帯
調査期間	令和3年10月15日～11月30日
回収数	子ども調査 598件(回収率:62.6%)
	保護者調査 627件(回収率:65.6%)

(1)保護者のアンケート結果の分析

① 困窮家庭の割合

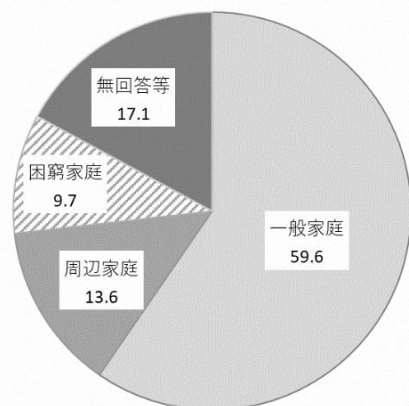
■子どものいる家庭の「生活困難度」

アンケートに回答した子育て世帯のうち、困窮家庭は9.7%（627人中61人）、周辺家庭は13.6%（627人中85人）となっています。

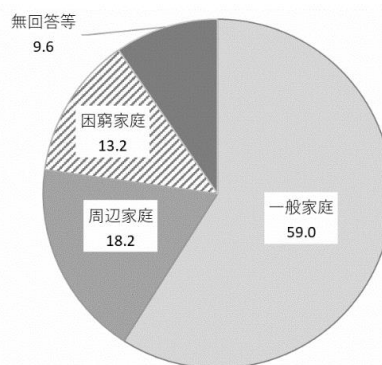
困窮家庭と周辺家庭を含めるとおよそ1/4が生活に困難を感じているという結果から、本市においても貧困問題への対応策を推進する必要性が高いと考えられます。

■子どものいる家庭の「生活困難度」(%)

【十和田市】(令和3年度)



【参考】青森県における困窮家庭の割合(%)



資料)青森県「青森県子どもの生活実態調査」(平成30年度)

■子どもと同居している家族 …結果のグラフは34ページ参照

「母親」は、すべての属性で9割を上回っているのに対し、「父親」は、「一般家庭」で9割台、「周辺家庭」で6割台、「困窮家庭」で4割台と、生活困難度により差が見られました。

② 保護者と子どもの健康状態について

■子どもを医療機関に受診させなかった経験 …結果のグラフは35ページ参照

過去1年間に子どもを医療機関に受診させなかったことが「あった」割合は、十和田市は青森県と同様に「一般家庭」から「困窮家庭」にかけて増加する傾向が見られました。なお、すべての属性で「あった」割合は、十和田市が青森県を下回っています。

■困った時や悩みがある時の相談先 …結果のグラフは35ページ参照

「周辺家庭」と「一般家庭」では「配偶者・パートナー」が最も高く、「困窮家庭」では「兄弟、その他の親戚」が最も高くなっていました。なお「困窮家庭」では「相談できる相手がいない」が1割を上回りました。

③ 家庭生活の円滑化について

■学習塾に通わせる(または家庭教師に来てもらう) …結果のグラフは36ページ参照

子どもに対する支出について「経済的にできない」の割合は、十和田市は青森県と同様に、「一般家庭」から「困窮家庭」にかけて増加する傾向が見られ、「困窮家庭」では7割以上となりました。

■1年に1回程度家族旅行に行く …結果のグラフは36ページ参照

子どもに対する支出について「経済的にできない」の割合は、十和田市は青森県と同様に、「一般家庭」から「困窮家庭」にかけて増加する傾向が見られ、「困窮家庭」では9割以上となりました。

■平日の夕方から夜の時間帯に子どもだけで過ごす頻度 …結果のグラフは36ページ参照

平日の夕方から夜の時間帯に、お子さんだけで過ごすことが『ある(ほぼ毎日 + 時々ある)』割合は、すべての属性で十和田市が青森県を上回っています。なお、「ほぼ毎日」の割合は、十和田市ではすべての属性で1割以上となっており、「周辺家庭」では2割以上となっています。

④ 教育について

■子どもの教育段階(短大・高専・専門学校・大学)において

理想と現実の違いがある理由…結果のグラフは37ページ参照

十和田市は青森県と同様にすべての属性で「経済的に余裕がないから」が最も高くなっており、その割合は「一般家庭」から「困窮家庭」にかけて増加する傾向が見られました。

■学校以外の教育にかける1か月あたりの平均支出の程度…結果のグラフは37ページ参照

「一般家庭」から「困窮家庭」にかけて「0円」の割合が増加する傾向が見られました。

⑤ 家計について

■家計の状況 …結果のグラフは37ページ参照

『赤字（赤字であり、借金をして生活している + 赤字であり貯蓄を切り崩している）』の割合は、「一般家庭」から「困窮家庭」にかけて増加する傾向にあり、「一般家庭」では1割未満であるのに対し、「困窮家庭」では6割を上回っています。

■お金が足りなくて、家族が必要とする食料を買えない経験…結果のグラフは38ページ参照

『あった（よくあった + 時々あった + まれにあった）』の割合は、十和田市は青森県と同様に「一般家庭」から「困窮家庭」にかけて増加する傾向が見られました。十和田市の『あった』の割合は、すべての属性で青森県を下回りましたが、「一般家庭」では1割未満であるのに対し、「困窮家庭」では6割を上回りました。

■お金が足りなくて、家族が必要とする衣類を買えない経験…結果のグラフは38ページ参照

『あった（よくあった + 時々あった + まれにあった）』の割合は、食料と同じく、十和田市は青森県と同様に「一般家庭」から「困窮家庭」にかけて増加する傾向が見られました。十和田市の『あった』の割合は、すべての属性で青森県を下回りましたが、「一般家庭」では1割未満であるのに対し、「困窮家庭」では約8割となり、食料よりも高くなっています。

■経済的な理由でサービス・料金が支払えないことがあった経験 給食費

…結果のグラフは38ページ参照

十和田市は青森県と同様に「一般家庭」から「困窮家庭」にかけて「あった」の割合が増加する傾向が見られました。中でも「電気料金」、「ガス料金」、「水道料金」などでは、十和田市が青森県を上回っています。なお、十和田市において、「給食費」の「あった」の割合は、「困窮家庭」では2割以上と、「周辺家庭」、「一般家庭」よりも10ポイント以上高くなりました。

⑥ 必要とされる生活支援について

■居場所づくり(無料で、子どもが自由に過ごすことができる場所の提供)

…結果のグラフは39ページ参照

「利用したことがある+利用してみたい」割合は、「困窮家庭」及び「周辺家庭」で高くなっています。同時に「制度等について全く知らなかった」の割合も高くなっています。

■学習支援(無料で、宿題など学習指導を提供) …結果のグラフは39ページ参照

「利用したことがある+利用してみたい」割合は、「困窮家庭」及び「周辺家庭」で約4割と高くなっています。また「制度等について全く知らなかった」の割合も同じくらい高くなっています。

■現在必要としていること、重要だと思う支援 …結果のグラフは40ページ参照

すべての属性で、「子どもの就学、進学にかかる費用が軽減されること」が最も高く、「周辺家庭」と「困窮家庭」においては、8割以上となっています。なお、「困窮家庭」では「一時的に必要な資金が容易に借りられること」と「住居を探したり、住居の費用を軽減するための支援が受けられること」において高く、「周辺家庭」や「一般家庭」との差が大きく見られました。

(2)子どものアンケート結果の分析

① 子どもの健康維持について

■自分の健康状態×平日の朝食を食べる頻度 …結果のグラフは41ページ参照

自分の健康状態が「良い」または「どちらかといえば良い」層では、平日朝ごはんを「いつも食べる(週に5日)」割合が9割を上回っています。

■自分の健康状態×30分以上からだを動かす遊びや習い事をする頻度

…結果のグラフは41ページ参照

自分の健康状態が「良い」層では、30分以上からだを動かす遊びや習い事を「ほぼ毎日」する割合が3割を上回っています。

■自分の健康状態×歯磨きをする頻度 …結果のグラフは41ページ参照

歯磨きを「毎日」する割合は、自分の健康状態が「良い」と「どちらかといえば良い」層では9割を上回っているのに対し、「どちらかといえば悪い」層では、7割強にとどまりました。

② 子どもの孤食・孤立の解消について

■平日・休日の朝ごはんをだれと食べるか …結果のグラフは42ページ参照

平日または休日に朝食を「一人で食べる」割合は1割以上となっています。

■平日の放課後にだれと過ごすか …結果のグラフは42ページ参照

平日の放課後に「一人でのいる」割合は、約1割でした。

■平日(学校に行く日)の放課後 携帯電話やゲーム機の利用頻度

…結果のグラフは43ページ参照

平日の放課後に「携帯電話・スマートフォン」または「ゲーム機」を『2時間以上(2時間程度 + 3時間以上)』使用する割合は、平日の放課後「家族」と過ごす層より、「一人でのいる」層が高くなっています。

③ コミュニケーションについて

■<お父さん・お母さんとの会話> 友だちのことについて …結果のグラフは44ページ参照

友だちのことについて父親または母親と『話をする(よく話をする + ときどき話をする)』割合は、平日に朝ごはんを「いつも食べる(週に5日)」層と比較すると、「食べないほうが多い(週に1、2日)」層は低い傾向にあり、また、『話をする』割合を全体の数値と比較すると、すべての項目で父親より母親が高くなっています。

■参加している地域活動 …結果のグラフは44ページ参照

「近所のお祭り」が47.5%で最も高く、次いで「参加したことはない」(36.0%)が高くなっています。

■困っていることの話し相手 …結果のグラフは44ページ参照

普段困っていることなどを『話す(よく話す + 時々話す)』割合は、「家族(親)」が75.6%で最も高く、次いで「友だち」(74.4%)が続き、ともに7割を上回りました。

④ 学校生活について

■学校の授業がわかる×授業の楽しみ …結果のグラフは45ページ参照

学校生活が『楽しみ(とても楽しみ+楽しみ+少し楽しみ)』である割合は、おおよそ学校の授業が「わかる」層が最も高く、「わからないことが多い」層にかけて減少する傾向が見られました。

■学校の授業がわかる×友だちに会う楽しみ …結果のグラフは45ページ参照

学校生活が『楽しみ(とても楽しみ+楽しみ+少し楽しみ)』である割合は、おおよそ学校の授業が「わかる」層が最も高く、「わからないことが多い」層にかけて減少する傾向が見られました。

■勉強がわからない時に「親」に教えてもらう …結果のグラフは45ページ参照

勉強がわからない時に「親」に教えてもらう割合は、学校の授業が「わかる」層から「わからないことが多い」層にかけて減少する傾向が見られました。

■学校の授業がわかる×学校に行きたくないと思った …結果のグラフは46ページ参照

「学校に行きたくないと思った」において、学校の授業が「わかる」層から「わからないことが多い」層にかけて増加する傾向が見られました。

■学校の授業がわかる×いじめられた …結果のグラフは46ページ参照

「いじめられた」において、学校の授業が「わかる」層から「わからないことが多い」層にかけて増加する傾向が見られました。

3 本市における課題の整理

本計画の策定にあたっては、生活実態調査の結果から4つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を推進します。

課題1 教育の支援に関する課題

授業の理解度向上が学校生活の充実度向上につながる傾向にあることや、生活困窮度が「困窮世帯」になるにつれて、学校以外での教育にお金をかけられない家庭が増えることから、家庭の環境や経済状況によって子どもの教育機会や体験の機会が失われることのないよう、小・中学校での授業理解度の向上や放課後の子どもの居場所づくり、学習以外での交流・体験の機会の提供、配慮が必要な子どもへの支援が必要です。

課題2 生活の安定に資するための支援に関する課題

貧困の状況にある子どもや家庭は、社会的に孤立し必要な支援が受けられず、より困難な状況に置かれるケースがあることから、家庭内に悩み事を相談できるような人がいない場合であっても、保護者が気軽に悩みなどを相談でき、心のケアなどを行えるような相談体制の充実や養育が困難な家庭の支援、家庭教育の充実が必要です。

課題3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関する課題

家計の状況が赤字となっている家庭は、特に「困窮家庭」に多く、手当等による家計の支援だけでは不足している状況がうかがえることから、保護者が安定的な収入を得られる就業・自立への支援及び子育てと仕事の両立を支える環境整備が必要です。

課題4 経済的支援に関する課題

困窮家庭が経済的に自立するためには、就業による収入等だけでは困難な場合があることから、各種手当の給付や貸付制度による様々な経済的支援を組み合わせ、困窮家庭の生活基盤を社会全体で支えていくことがこれからも必要となります。

第3章 基本方針

1 基本理念

市政の最上位計画である「第2次十和田市総合計画」において、『～わたしたちが創る～ 希望と活力あふれる 十和田』という将来都市像を掲げ、次世代を担う子どもたちにも強い誇りと自信を持って継承できる未来への希望に満ちあふれた理想の故郷の創造を目指すまちづくりを進めているところです。

また、「第二期十和田市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）では、計画の基本理念を「～水と緑の輝くこのまちで 家庭や地域が手を携えて 個性豊かな子どもを育てよう～ いつでも親子の笑い声が聞こえるまち ぐらしに感動が実感できるまち とわだ」としています。この基本理念に込めた想いは、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会を創り、担う存在であるすべての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される地域社会の実現を目指すというものです。

本計画に関連が深いこの2つの計画と「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の基本理念を勘案し、本計画の基本理念を次のように定めます。

基本理念

すべての子どもたちが、家庭で、地域で大切にされ、
自信と夢を抱いて成長するまち とわだ

本計画は、市民、地域、関係機関が協力して、すべての子どもの成長を支えていきます。その中で子どもたち一人ひとりが自分に自信と夢を叶える力を身に付け、生まれ育った環境によって現在及び将来が左右されることなく、社会を担う若者に成長できるよう、子どものことを最優先に据えた就学前及び就学期の環境づくりを関連計画と整合を図りながら推進します。

2 基本方針

基本方針1 教育の支援

本市で育つ子どもたち全員が家庭環境に左右されることなく、心身ともに健やかに成長できる教育環境は子どもの貧困対策において重要な位置付けとなるものです。

子どもの貧困対策のプラットフォーム（基盤）となる保育所・幼稚園及び小・中学校運営を行うとともに、家庭の経済状況を考慮した教育費用の負担軽減の実施、特に配慮を要する子どもたちへの支援の充実、地域と連携した学習機会と児童健全育成活動の活性化に取り組みます。

基本方針2 生活の安定に資するための支援

親の妊娠・出産から子どもの乳幼児期にかけて、家庭や地域も含めて孤立することのないよう、早い時期から適切なつながりを保ち続けることが、子どもの貧困対策にとっても重要です。

親が出産と子育てに不安を感じることをないよう、妊娠・出産期、子どもの乳幼児期にかけての伴走型支援の充実を図るとともに、社会的養育が必要な子どもへの生活支援の適切な実施、そして、子どもが心身ともに健やかに成長していけるよう、親子の絆をより深める家庭生活の実現に取り組みます。

基本方針3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

保護者の職業生活の安定は、家庭生活の基盤であるだけでなく、親から子への貧困の連鎖を断ち切り、ゆとりを持って子育てをするために重要なものです。

保護者の安定した就労を実現するため、保護者の希望に沿った就労相談や職業能力の向上支援を実施するとともに、子育てと仕事を両立させるための保育サービスの適切な利用促進に取り組みます。

基本方針4 経済的支援

保護者が直面している問題や環境のために経済的に厳しい状況を強いられている、ひとり親世帯や困窮家庭等の暮らしを支えていくことは、子どもの成長を支える意味でも必要なものです。

各種手当や貸付等支援制度の情報が必要な家庭に確実に届く周知徹底を引き続き図るとともに、子育て家庭の実態に即し、子どもの養育に資する経済的支援を実施します。

3 子どもの貧困対策の検証のための指標

国の「子どもの貧困対策に関する大綱」に定める指標のうち、本市で算出できるものを以下のように指標として設定し、施策の実施状況や効果等の検証を行い、目指す方向に向けて数値の改善、施策の見直しなどを図っていきます。

子どもの貧困に関する指標別実績と目標

子どもの貧困対策に関する大綱に定める指標	全国	青森県	十和田市	目指す方向
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	93.7%	94.2%	100%	→
生活保護世帯に属する子どもの高等学校中退率	4.1%	2.6%	0%	→
生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	36.0%	27.0%	—	↑
スクールソーシャルワーカーの配置人数	—	30人	1人	→
就学援助制度に関する周知状況（入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している割合）	65.6%	50.0%	100%	→
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（小学校）	47.2%	37.5%	100%	→
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（中学校）	56.8%	42.5%	100%	→
ひとり親家庭の子どもの就園率（保育所・幼稚園等）	81.7%	母子世帯 94.8%	母子世帯 90.1%	↑
		父子世帯 87.1%	父子世帯 100%	→
ひとり親家庭の子どもの高等学校等進学率	95.9%	95.4%	98.9%	↑
ひとり親家庭の親の就業率（母子世帯）	80.8%	93.0%	92.0%	↑
ひとり親家庭の親の就業率（父子世帯）	88.1%	95.3%	93.1%	↑
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合（母子世帯）	69.8%	73.8%	79.5%	↓
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合（父子世帯）	90.2%	94.3%	94.8%	↓

4 施策体系

基本理念	施策	事業区分
すべての子どもたちが、家庭で、地域で大切にされ、自信と夢を抱いて成長するまちとわだ	1 教育の支援	1.1 子どもの貧困対策のプラットフォームとなる小・中学校運営の学習支援の推進 1.2 幼児教育の負担軽減と就学支援の充実 1.3 特に配慮を要する子どもへの支援 1.4 教育の質の向上、通学支援 1.5 地域における学習支援と子どもたちの健全育成活動の活性化
	2 生活の安定に資するための支援	2.1 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援 2.2 子どもの生活支援 2.3 家庭教育に関する課題への取組 2.4 子どもの見守り支援
	3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	3.1 保護者の就労支援 3.2 保育等の確保
	4 経済的支援	4.1 子育て家庭と子どもの養育に関する経済的支援

第4章 施策展開

施策1 教育の支援

1.1 子どもの貧困対策のプラットフォームとなる小・中学校運営の学習支援の推進

<施策の方向性>

すべての子どもが家庭環境などに左右されることなく、将来的な自立へ向けた歩みを進めることができるよう、学校での教育に併せて行われている学力向上を目指す各種事業を実施し、子どもの学びを支援します。

<事業一覧>

番号	事業	実施概要	担当課
1	小・中学校学力検査、知能検査補助	市立小・中学校の児童生徒を対象に実施します。 [学力検査] 小学校は1・2年の2教科（国算）、3・4年の4教科（国算社理）、5・6年の5教科（国算社理英）、中学校は1・2年の5教科（国数社理英）の用紙代を補助します。 [知能検査] 小学校は一つの学年分、中学校は1年生分の用紙代を補助します。	指導課
2	中学校学力向上対策事業	市立中学校の生徒を対象に、入試予想問題や進路適性検査用紙などの購入、学力検査や知能検査の診断料を補助します。	指導課
3	アシスタントティーチャー派遣事業	市立小・中学校を対象に、授業（教科指導）を進める教員の補助役として、チームティーチングや個別指導、問題練習時の丸付けなどを通して、児童生徒の学力定着と授業理解度の向上に向けた支援を行う、アシスタントティーチャーを派遣します。	指導課
4	新聞活用教育事業	市立小・中学校を対象に、学校が購読を希望する全国紙1部（予算内で複数部数購読可）、地方紙2部（電子版も購読可能）を年間購読し、教育活動に取り入れます。	指導課
5	情報化に対応する教育の推進	市立小・中学校を対象に、児童生徒がICT機器等を活用した学習を充実させるためにICT支援員を派遣及び教職員の研修会を実施します。	指導課
6	ALT学校派遣の充実	市立小・中学校を対象に、語学指導等を行う外国青年招致事業により、外国語指導助手（ALT）を招致し、外国語活動及び外国語科の授業支援、国際理解教育を支援します。	指導課

7	EST学校派遣、イングリッシュ・デイ	市立小・中学校の児童生徒を対象に実施します。 [EST学校派遣] 小学校のクラブ活動や外国語活動及び外国語科の授業を支援するためのEST（国際教育支援員）を派遣します。 [イングリッシュ・デイ] 英語に親しみ、異文化理解を深める機会として、市内小学校5・6年生及び中学生を対象に、イングリッシュ・デイを開催します。	指導課
8	実用英語技能検定助成事業	市立中学校の第3学年全生徒を対象に、実用英語技能検定試験の3級以上を受験する際の受験料を助成します。	指導課

1.2 幼児教育の負担軽減と就学支援の充実

<施策の方向性>

幼児教育の負担を軽減し、また就学援助などの経済的支援の充実を図ることで、すべての子どもが安心して学び、成長することができる環境を整えます。

<事業一覧>

番号	事業	実施概要	担当課
1	幼児教育・保育の無償化、軽減事業（第3子以降保育料軽減事業）	子どもを産み育てやすい環境整備の一環として、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、幼児教育・保育について保育料等の無償化、軽減を行います。	こども支援課
2	就学援助事業	経済的な理由により就学が困難な児童生徒及び就学予定者の保護者に対し、学用品費や通学用品費、修学旅行費等を援助します。	教育総務課
3	奨学金事業	経済的な理由により修学が困難な者に対し、修学上必要な学費を貸与します。	教育総務課
4	田中孝教育支援金給付事業	経済的な理由により修学が困難な者に対し、高等学校等への入学及び修学上必要な学費の一部を給付します。	教育総務課

1.3 特に配慮を要する子どもへの支援

<施策の方向性>

特に配慮を要する世帯の子どもに対し、幼児期の発達支援、学習においては支援員等の配置、また就学奨励費により経済的支援を行い、子どもの学びを支援します。

<事業一覧>

番号	事業	実施概要	担当課
1	幼児の発達支援事業	支援が必要な幼児やその保護者を対象に、ことばや精神発達面の支援及び就学に向けたアドバイス等を行います。	健康増進課

番号	事業	実施概要	担当課
2	特別支援教育支援員配置事業	言語・難聴・LD（学習障害）・ADHD（注意欠如・多動症）等の障害を有する、または介助を要するなど特別な配慮を必要とする児童生徒の学校生活を支援するため、特別支援教育支援員を学校へ派遣します。	教育総務課
3	特別支援教育就学奨励費事業	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者を対象に、世帯の収入等に応じて給食費や学用品・通学用品費、修学旅行費等を援助します。	教育総務課
4	日本語教育支援講師派遣事業	市立小・中学校に在籍している外国籍児童生徒及び帰国児童生徒を対象に、本人及び保護者のニーズに応じて日本語教育支援講師を学校へ派遣します。	教育総務課

1.4 教育の質の向上、通学支援

<施策の方向性>

子どもたち一人ひとりと向き合う教育相談員による教育相談や適応指導により学習の理解度が相対的に低い子どもや不登校となっている子どもへも学習の機会を提供します。また学校運営協議会の設置により、地域と学校の連携を図っています。さらにスクールバスの運行や定期券補助事業による保護者の負担軽減により、子どもの学びを支援します。

<事業一覧>

番号	事業	実施概要	担当課
1	教育相談事業	市内小・中学校の児童生徒と関係する保護者・教職員を対象に、教育相談室での相談、適応指導教室での適応指導（外部講師による教科指導やデジタル教材による学習支援、体験活動等）、教育相談員の学校派遣を行っています。	指導課
2	学校運営協議会制度の推進	市立小・中学校を対象に、各運営協議会で、地域住民3～5人及び校長・教頭を合わせた5～7人の委員で構成された学校運営協議会を年間3回程度実施し、児童生徒の実態、地域として育てたい子どもの姿についての確認、学校経営方針や学校課題の解決に向けた具体的取組についての協議と承認等を行います。	指導課
3	スクールバスの運行	学校統合に伴い遠距離通学となる児童生徒を対象に登下校時にスクールバスを運行し、保護者の費用負担なく、通学手段を確保します。（一部路線は保護者負担あり）	教育総務課

番号	事業	実施概要	担当課
4	定期券補助事業	十和田観光電鉄路線バスを利用し通学している児童生徒を対象に、定期券代を全額補助し、保護者の負担軽減を図ります。	教育総務課

1.5 地域における学習支援と子どもたちの健全育成活動の活性化

<施策の方向性>

ひとり親家庭や市民税非課税世帯の子ども等を対象とした学習支援会や放課後に保護者のいない子どもを対象とした学童保育、地域の方との交流を図りながら行う地域学習など、幅広い生涯学習活動への参加を促すことにより、子どもの学びや居場所づくりを支援します。

<事業一覧>

番号	事業	実施概要	担当課
1	子ども学習支援会	ひとり親家庭または市民税非課税世帯の小学4年生から中学3年生までの子どもを対象に、教職員OBやボランティア等が学習教材や子どもたちの持ってくる宿題などを題材に、わからないところを教えるなどの学習支援を行います。	こども支援課
2	放課後児童健全育成事業	児童の健全育成への取組として、学校の放課後等に家庭に保護者がいない児童を対象に、登録制による学童保育を行います。	こども支援課
3	放課後子ども教室推進事業	地域の方々の参画を得て、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちとともに勉強や文化活動、地域住民との交流等を行います。	スポーツ・生涯学習課
4	十和田市地域学校協働本部事業	学校や町内会等からの要望に応じ、キャリア教育や郷土学習等に応じたゲストティーチャーや生涯学習出前講座の市民講師をコーディネートします。	スポーツ・生涯学習課
5	少年少女発明クラブ	小学3年生から中学3年生までの子どもを対象に、地域の指導員の協力を得て、工作やロボット製作などの創作活動を通して豊かな発想力と構想力を育てます。	スポーツ・生涯学習課
6	寺子屋稲生塾	小学4年生から6年生を対象に、先人の功績や地域の伝統・特色を体験的に学ぶ講座を開催します。	スポーツ・生涯学習課
7	小学生交流事業	交流都市の小学生との相互交流を通じて郷土の歴史や特色などを学び郷土理解を深める契機とします。	スポーツ・生涯学習課
8	子ども会ジュニアリーダーの育成、アドベンチャーキャンプ	ゲームレクや自然体験、創作活動等を通じて集団行動の楽しさを体験し、子ども会等での率先的活動者となるために必要な知識や技術を習得します。	スポーツ・生涯学習課（十和田市子ども会育成連合会との連携事業）

番号	事業	実施概要	担当課
9	北里大学夏休み体験学習、北里大学公開講座	小学5年生から中学3年生及びその保護者を対象に、夏休みを利用して北里大学獣医学部に体験入学し、生物や自然との関わりについて学ぶとともに、環境の大切さについて理解を深めます。また、公開講座で大学の専門的分野の教育を誰でも受けることができます。	スポーツ・生涯学習課（北里大学獣医学部との連携事業）
10	青少年育成十和田市民大会	あいさつ・読書標語コンクール等を行うとともに、青少年の健全育成に資するための講演会等を開催しています。	スポーツ・生涯学習課（青少年育成十和田市民会議との連携事業）

施策2 生活の安定に資するための支援

2.1 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

<施策の方向性>

妊娠・出産・乳児期は、親に係る育児負担が大きいことから、保健指導や家庭訪問等を行い、対象者を把握し見守ることで負担軽減に繋がるよう支援を行います。

<事業一覧>

番号	事業	実施概要	担当課
1	母子健康手帳の交付と妊婦保健指導	母体の健康管理のため、早期の妊娠届出の勧奨に努め、届出時には保健指導を行い母子健康手帳を交付します。	健康増進課 子育て世代親子支援センター
2	全妊婦家庭訪問事業	おおよそ妊娠32週以降の妊婦を対象に、妊娠中から相談しやすい関係づくりと母子の健康面を支援し、産後の育児負担軽減と虐待予防につなげるため、妊産婦指導員が家庭訪問します。	健康増進課 子育て世代親子支援センター
3	乳児家庭全戸訪問指導事業	新生児及び乳児のいる家庭を対象に、母子の健康管理の徹底を図り、異常、疾病等の発症予防及び早期発見に努めるとともに、子育て支援に関する情報提供を行うことにより子育ての孤立化を防ぐため、妊産婦指導員が全戸を家庭訪問します。	健康増進課 子育て世代親子支援センター
4	特定妊婦等困難を抱えた女性の把握及び支援	特定妊婦等困難を抱えた女性を対象に、妊娠期から家庭訪問や保健指導、妊婦連絡票等で把握した内容について家庭相談員や関係機関と連携を図り、適切な支援につなげます。	健康増進課 子育て世代親子支援センター

2.2 子どもの生活支援

<施策の方向性>

疾病及び経済的な理由で子どもの養育が困難な家庭等に対し、児童の保護や生活の支援を行います。

<事業一覧>

番号	事業	実施概要	担当課
1	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により養育が一時的に困難な家庭を対象に、児童を児童養護施設等の委託先事業所で一時的に預かります。 (上限7日間)	健康増進課 子育て世代 親子支援セ ンター
2	母子生活支援施設 措置事業	児童の福祉に欠ける配偶者のいない女子等を対象に、監護すべき児童の福祉に欠ける母子の自立促進を目的に、施設入所措置を行い、保護するとともに生活支援を行います。	健康増進課 子育て世代 親子支援セ ンター
3	助産施設措置事業	経済的理由で入院助産を受けることができない妊産婦を対象に、助産施設における助産を行います。	健康増進課 子育て世代 親子支援セ ンター

2.3 家庭教育に関する課題への取組

<施策の方向性>

子どもの育ち方を考えるにあたり家庭教育の重要性が高いため、家庭における教育力の向上を図るために親子の学習機会の提供を支援します。

<事業一覧>

番号	事業	実施概要	担当課
1	家庭教育応援事業	子どもの育ちにおける家庭教育の重要性や大人と子どもの関わりについて理解を深め家庭における教育力の向上を図るため、講話やワークショップを通じ親子がともに学び合う「親育ち」の学習機会を提供しています。	スポーツ・生 涯学習課

2.4 子どもの見守り支援

<施策の方向性>

児童虐待などの早期発見・早期対応を行うため、支援が必要な家庭・児童を把握し見守ることで、生活の安定を支援します。

<事業一覧>

番号	事業	実施概要	担当課
1	子ども見守り支援事業	こども食堂を活用して支援が必要な子どもの見守りを行い、また、新たな支援が必要な子どもを発見した際に市への報告を行うなどにより、地域での支援対象児童の見守りの強化を図ります。	こども支援課

施策3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

3.1 保護者の就労支援

<施策の方向性>

ひとり親世帯や困窮家庭等が一定の収入を得ることが、生活の安定と子どもの健全育成につながることから、保護者に対する就労支援を行うことで経済的な自立を支援します。

<事業一覧>

番号	事業	実施概要	担当課
1	労働・雇用に関する情報提供	労働者、求職者などを対象に、各種制度、求人情報及び労働相談会開催などの周知を図ります。	商工観光課
2	創業支援事業	創業・起業希望者を対象に、創業・起業による地域活性化と雇用創出を目的に包括的な支援を実施します。	商工観光課
3	女性活躍支援事業	女性や女性を雇用する雇用主及び管理職の方を対象に、女性が活躍できる環境づくりを支援するため、女性活躍支援セミナーを開催します。	商工観光課
4	生活困窮者自立相談支援事業(就労支援)	生活保護に至る前の生活困窮者世帯における児童・生徒がいる親を対象に、生活困窮からの自立を図るための相談支援や就労支援を行います。	生活福祉課
5	生活保護(就労支援)	生活保護世帯における児童・生徒がいる親を対象に、生活保護からの自立を図るための相談支援や就労支援を行います。	生活福祉課

6	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親世帯の父または母を対象に、適職に就くために必要と認められる教育訓練講座を受講する場合、その入学料及び受講料の一部を支給します。	こども支援課
7	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	ひとり親世帯の父または母を対象に、市の要綱で定める資格の取得を目指し、養成機関等に在籍し修業する場合、その期間中（最大4年間）、生活費の支援として訓練促進給付金を給付します。	こども支援課
8	ハローワーク等関係機関との連携	市で職業訓練促進給付金を支給する場合の調整とハローワークの求職者支援の広報協力を行います。	こども支援課

3.2 保育等の確保

<施策の方向性>

子育てと仕事の両立を支える保育環境を確保する必要があることから、保護者のニーズに応じた保育等サービスを確保し、保護者の就労を支援します。

<事業一覧>

番号	事業	実施概要	担当課
1	地域子ども・子育て支援事業	子どもの健やかな育成と保護者が安心して働くことができるよう、延長保育事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業、障がい児保育等の幼児教育・保育サービスの提供体制を整備します。	こども支援課

施策4 経済的支援

4.1 子育て家庭と子どもの養育に関する経済的支援

<施策の方向性>

各種手当の給付や様々な助成制度の組合せにより生活困窮者の生活基盤を支えていく必要があることから、生活保護世帯からひとり親世帯、そして妊娠・出産期、子どもの乳児期の親に対し、子どもの養育に係る各種経済的負担の軽減を支援します。

<事業一覧>

番号	事業	実施概要	担当課
1	生活保護(教育扶助費の支給)	生活保護世帯における児童生徒を対象に、学校生活にかかる費用を補助し、生活状況の正確な把握に努めます。	生活福祉課
2	自立支援医療(育成医療)	障害児を対象に、身体障害を除去・軽減することができる医療(手術等)について、医療費を助成します。	生活福祉課

3	妊産婦委託健康診査事業	妊産婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図ることを目的に、指定医療機関及び助産所において基本的な健康診査を実施します。	健康増進課
4	妊婦委託健康診査通院費助成	妊婦健診のため市外産科医療機関に通院し分娩する妊婦の経済的負担を軽減するため、通院費を助成します。	健康増進課
5	入院を要する乳児を持つ母親への交通費等の助成	総合周産期母子医療センター(NICU)の新生児特定集中治療室または新生児治療回復室(GCU)に入院している2か月までの乳児を持つ産婦を対象に、面会にかかる交通費等の特定妊婦等困難を抱えた女性を対象に一部について助成します。	健康増進課
6	乳児一般委託健康診査事業	乳児の健康管理の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、乳児健康診査を指定医療機関等で実施します。	健康増進課
7	先天性股関節脱臼検査費の助成	生後3か月から5か月未満の乳児を対象に、先天性股関節脱臼の早期発見・早期治療と保護者の経済的負担の軽減を図るため、検査費を助成します。	健康増進課
8	新生児聴覚検査補助事業	音声言語発達等の聴覚障害の早期発見・早期治療と保護者の経済的負担の軽減を図るため、検査費の一部を補助します。	健康増進課
9	出産・子育て応援給付事業	妊娠の届出をした妊婦と出産の届出をした児童の養育者を対象に、給付金を支給します。	健康増進課
10	子ども医療費助成	乳幼児から高校生までの子を対象に、医療費の自己負担分を現物給付または償還払いにより、無償化します。	こども支援課
11	特別児童扶養手当	身体もしくは精神に障害を持つ子の親または養育者を対象に、手当を支給します。	こども支援課
12	児童扶養手当	低所得のひとり親世帯の父または母、養育者を対象に、手当を支給します。	こども支援課
13	ひとり親家庭等医療費助成	低所得のひとり親世帯の父または母および子、養育者に養育されている子を対象に、父または母については一部、子については全部の医療費自己負担分を無償化します。	こども支援課

第5章 計画の推進

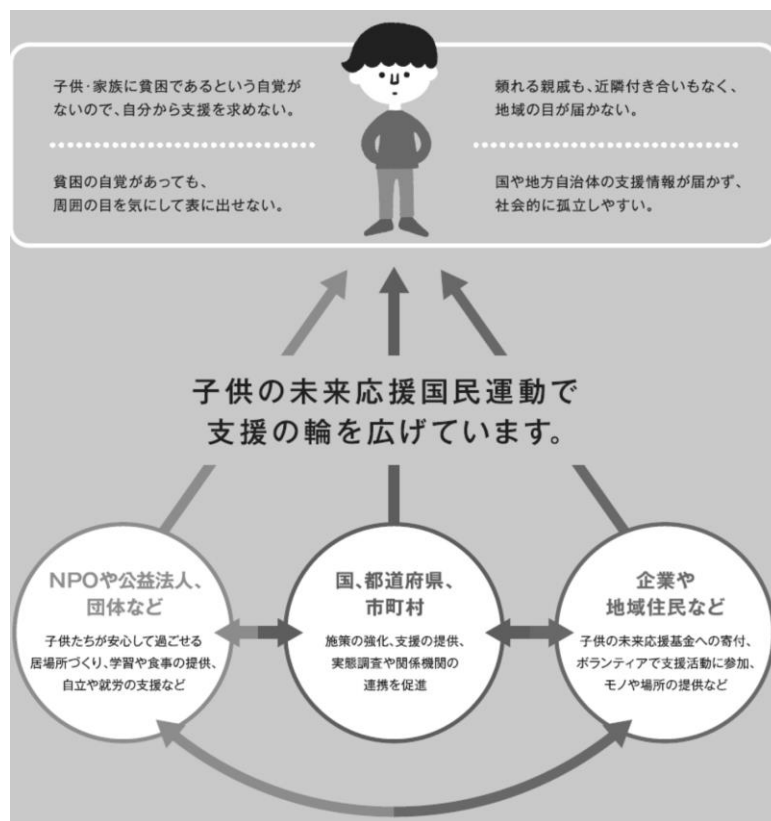
1 推進体制

本計画は、庁内関係各課が連携し、全庁を挙げて子どもの貧困対策を総合的に推進します。

また、市民、地域団体の活動を支援するとともに、取組にあたっては、国、県、広域市町村との効果的な連携を図ります。

<参考>子供の未来応援国民運動

(国、自治体、民間企業、団体、国民と連携し、社会全体で貧困にある家庭や子どもへの支援に取り組む運動)



資料:子供の未来応援国民運動パンフレット

2 計画の進行管理

本計画は、定期的に点検し評価することで施策・事業の着実な推進を図ります。

また、計画期間の最終年度に経年的な取組の効果等を検証した上で、社会情勢や法制度の動向を踏まえて、第三期子ども・子育て支援事業計画に統合します。

参考資料

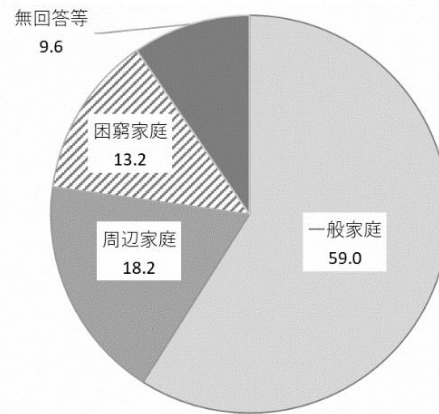
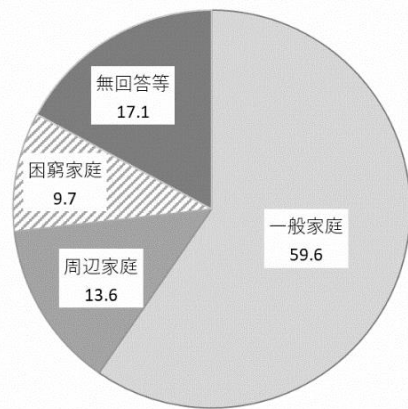
1 生活実態調査資料

(1) 保護者のアンケート結果

① 困窮家庭の割合

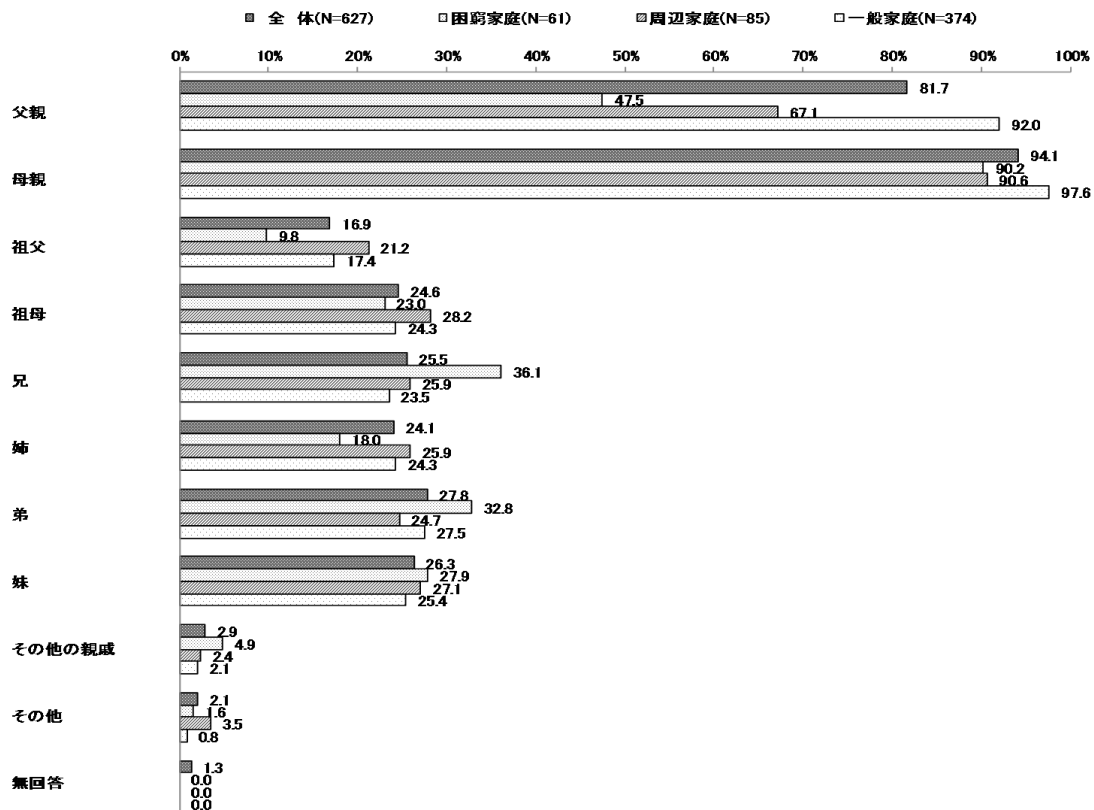
■子どものいる家庭の「生活困難度」(%)

【参考】青森県における困窮家庭の割合(%)



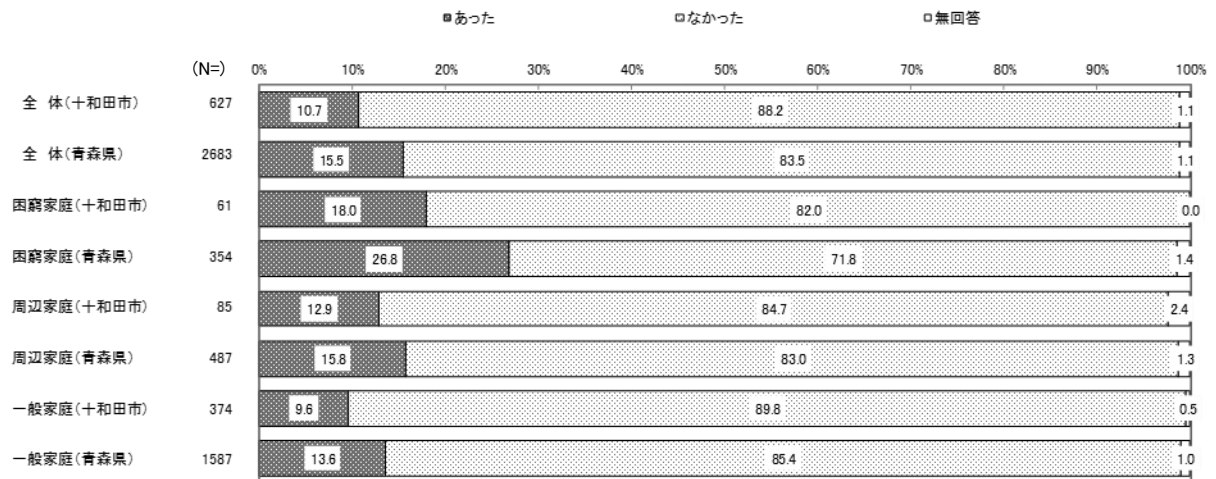
資料) 青森県「青森県子どもの生活実態調査」(平成30年度)

■子どもと同居している家族

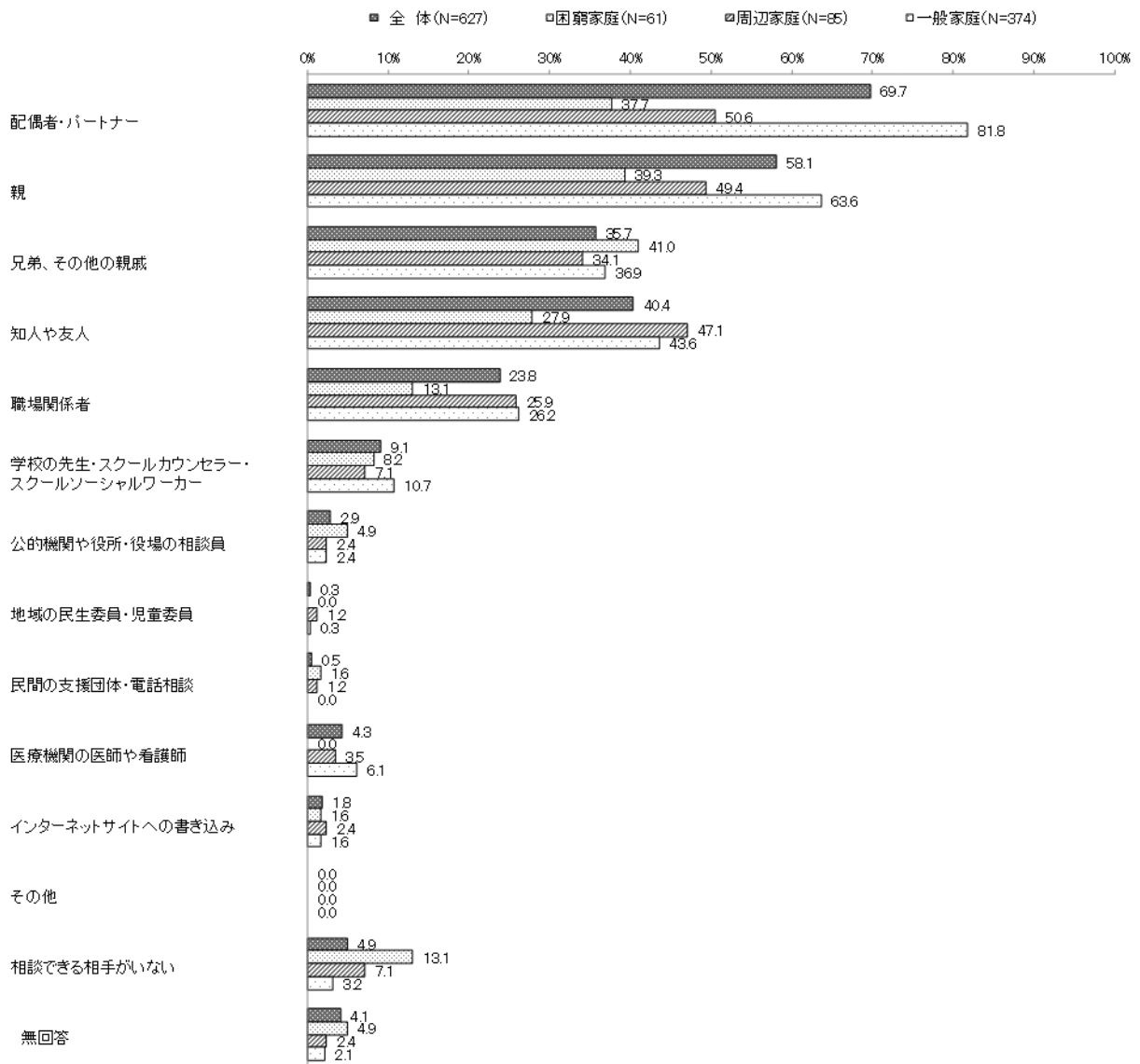


② 保護者と子どもの健康状態について

■子どもを医療機関に受診させなかった経験(%)

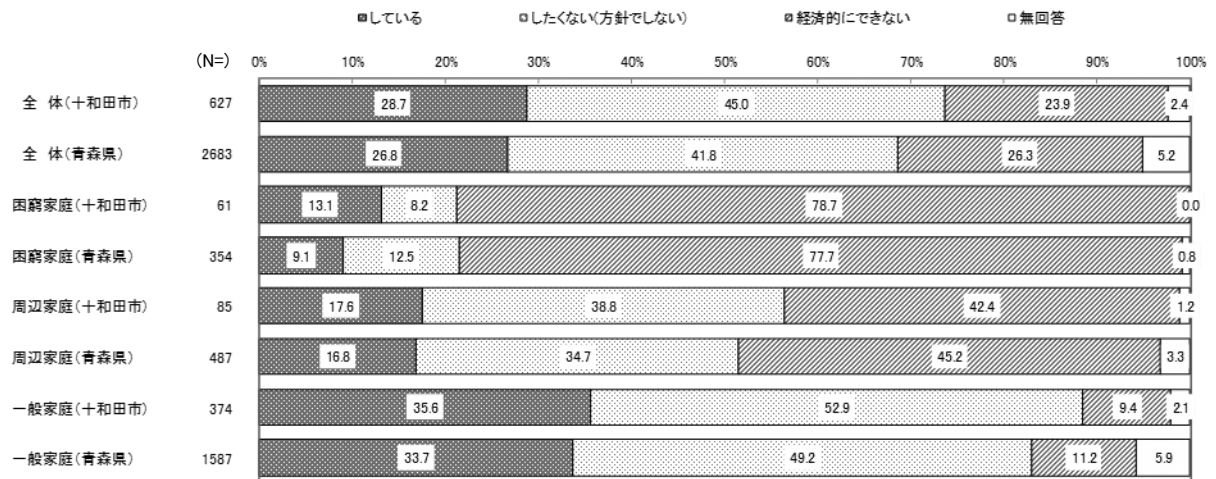


■困った時や悩みがある時の相談先(%)

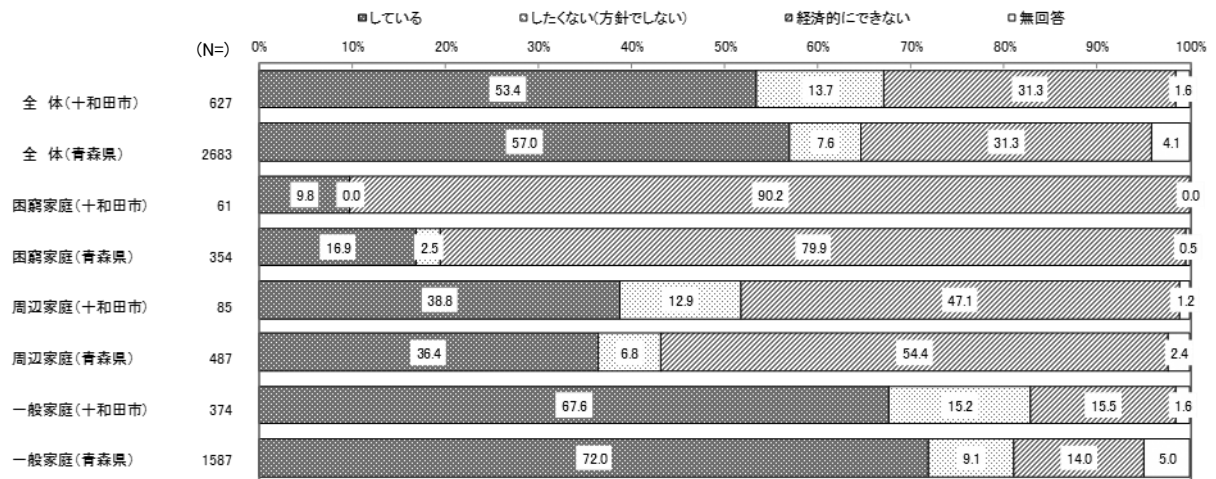


③ 家庭生活の円滑化について

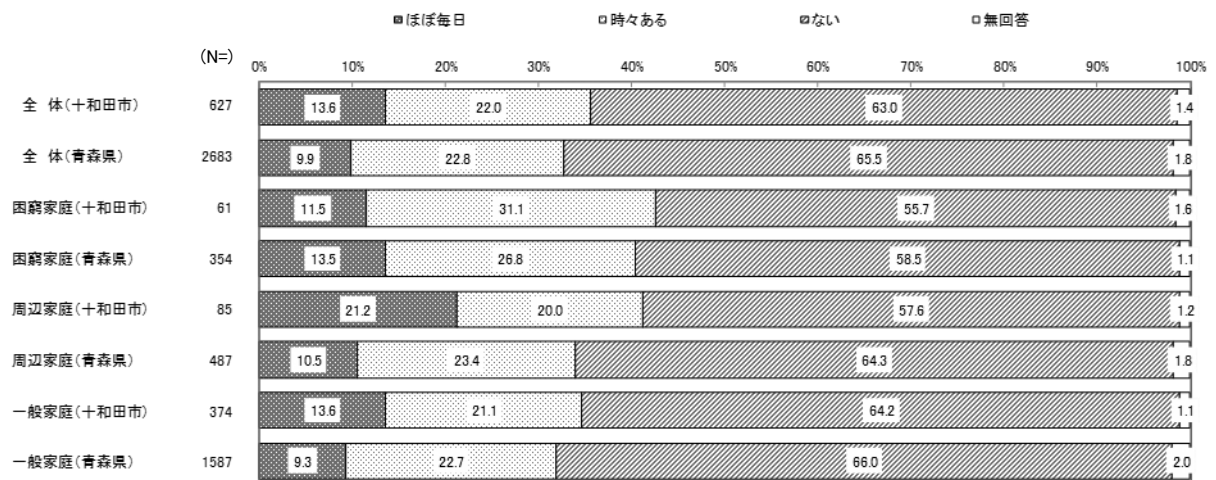
■ 学習塾に通わせる(または家庭教師に来てもらう)(%)



■ 1年に1回程度家族旅行に行く(%)

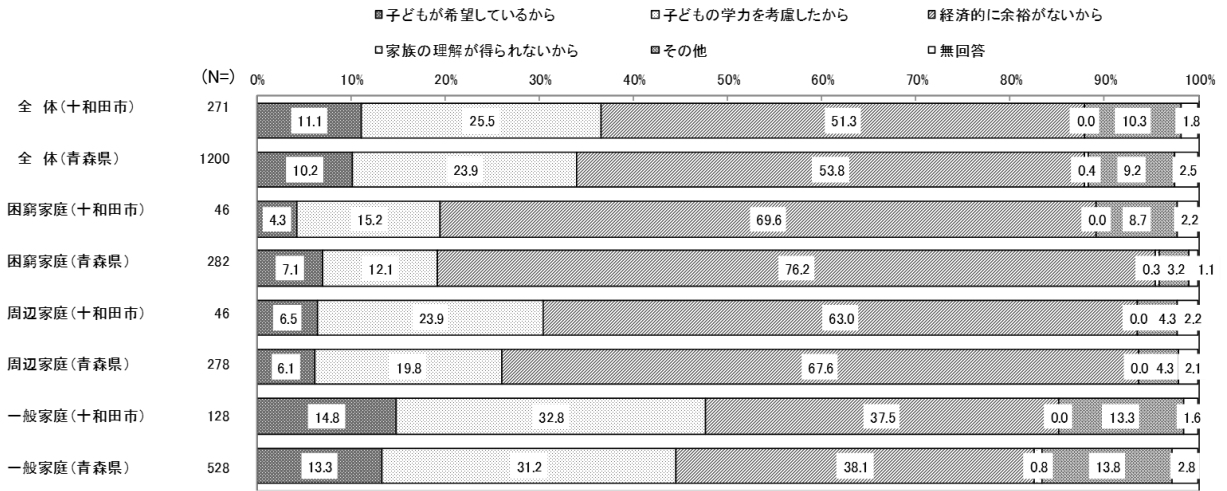


■ 平日の夕方から夜の時間帯に子どもだけで過ごす頻度(%)

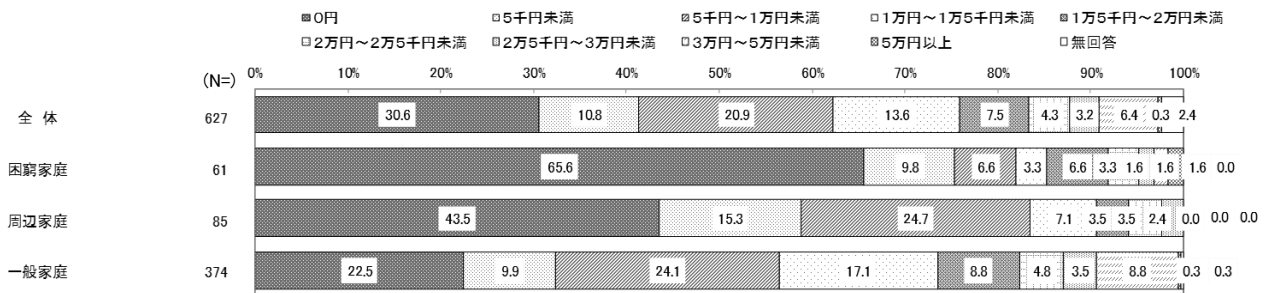


④ 教育について

■子どもの教育段階において理想と現実の違いがある理由(%)

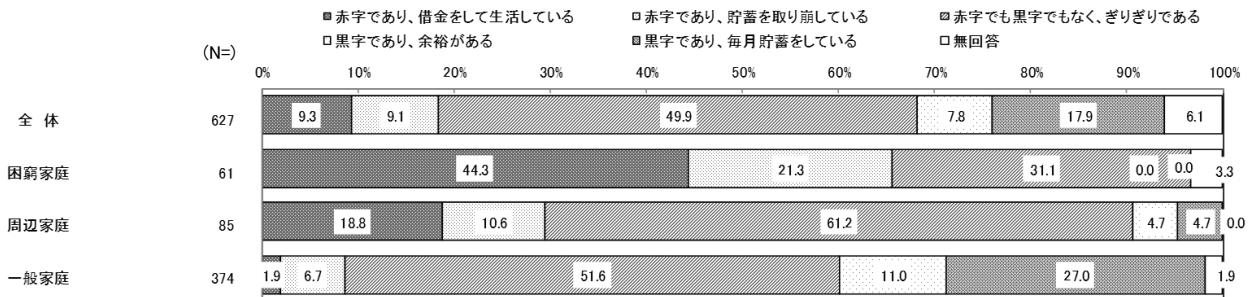


■学校以外の教育にかかる1か月あたりの平均支出の程度(%)

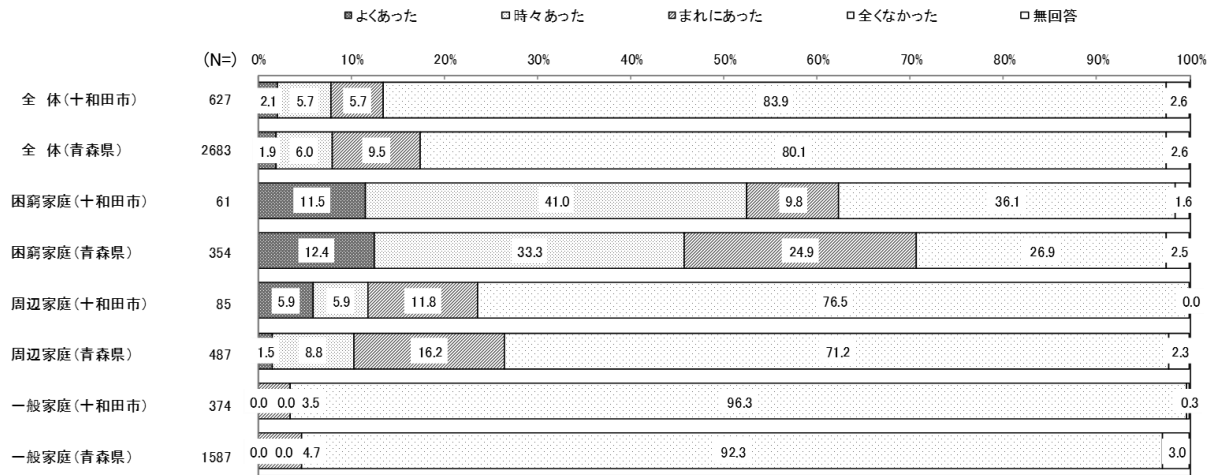


⑤ 家計について

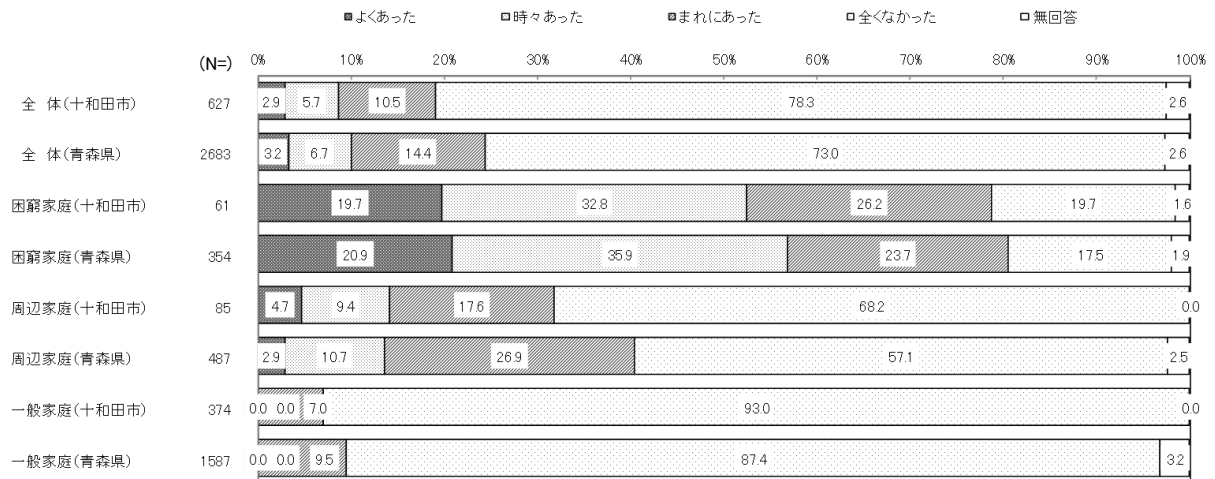
■家計の状況(%)



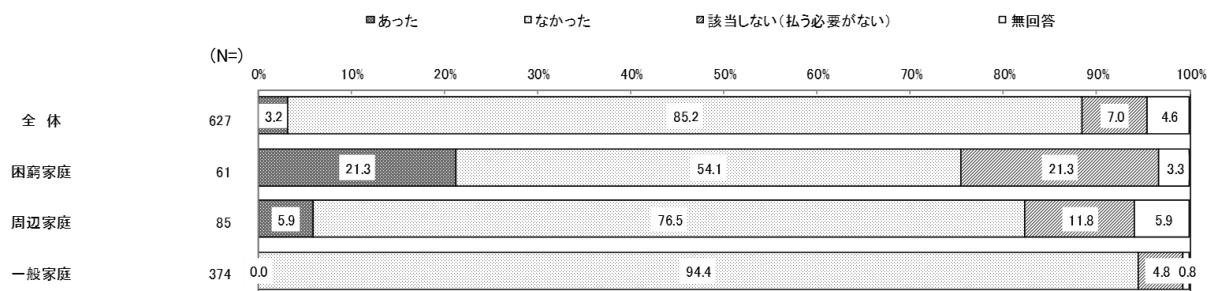
■ お金が足りなくて、家族が必要とする食料を買えない経験(%)



■ お金が足りなくて、家族が必要とする衣類を買えない経験(%)

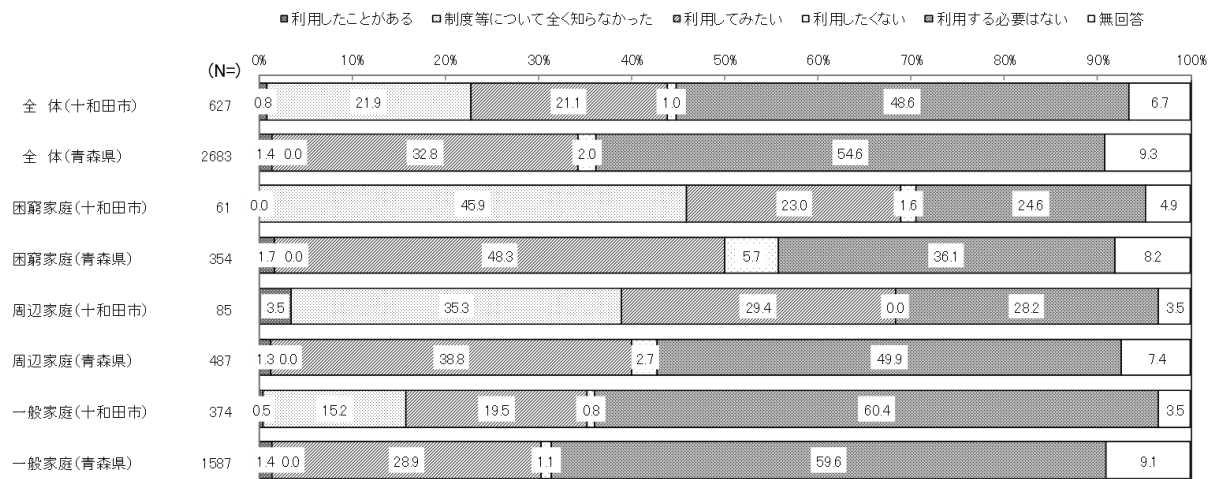


■ 経済的な理由でサービス・料金が支払えないことがあった経験 給食費(%)

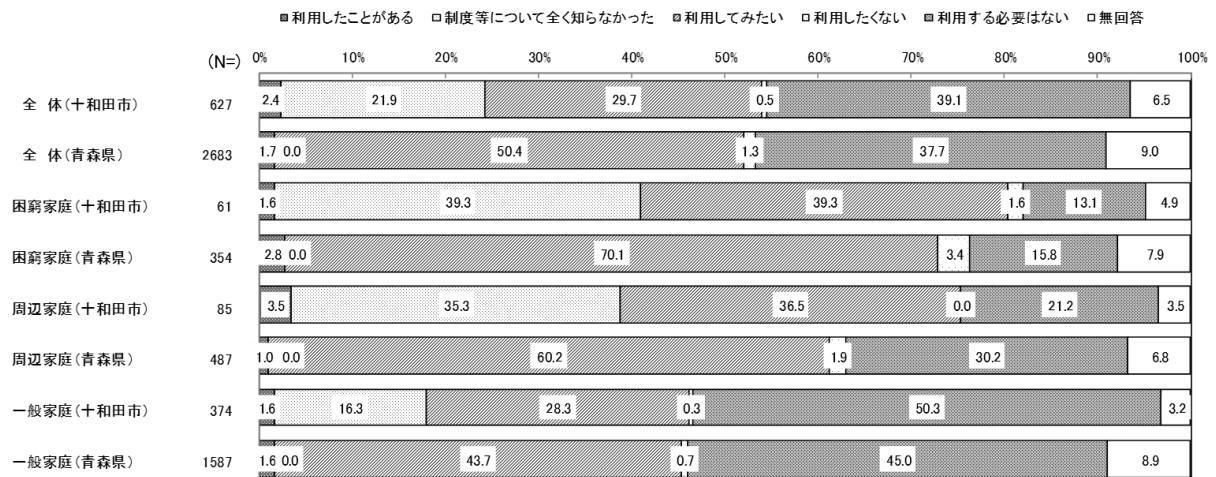


⑥ 必要とされる生活支援について

■居場所づくり(無料で、子どもが自由に過ごすことができる場所の提供)(%)

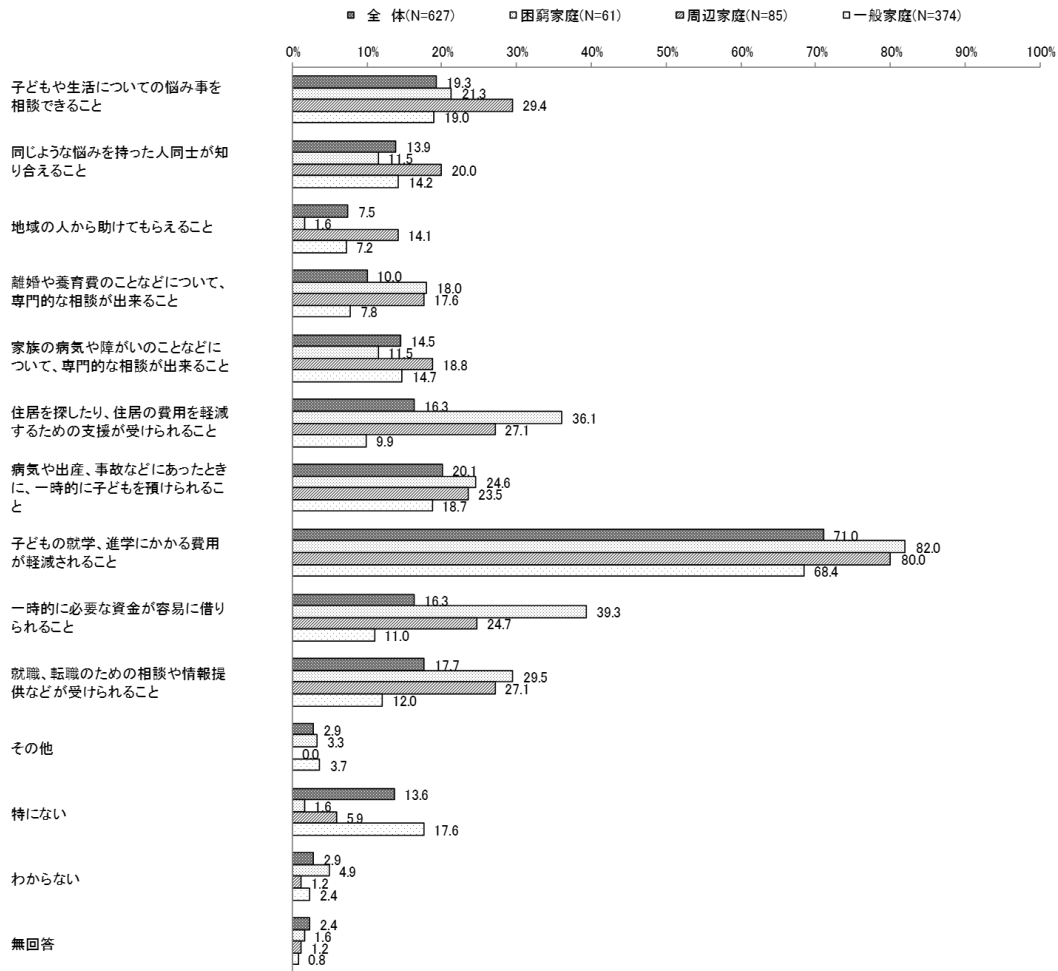


■学習支援(無料で、宿題など学習指導を提供)(%)



※「制度等について全く知らなかった」は十和田市のみ選択肢に含まれているため、青森県は 0.0%となる。

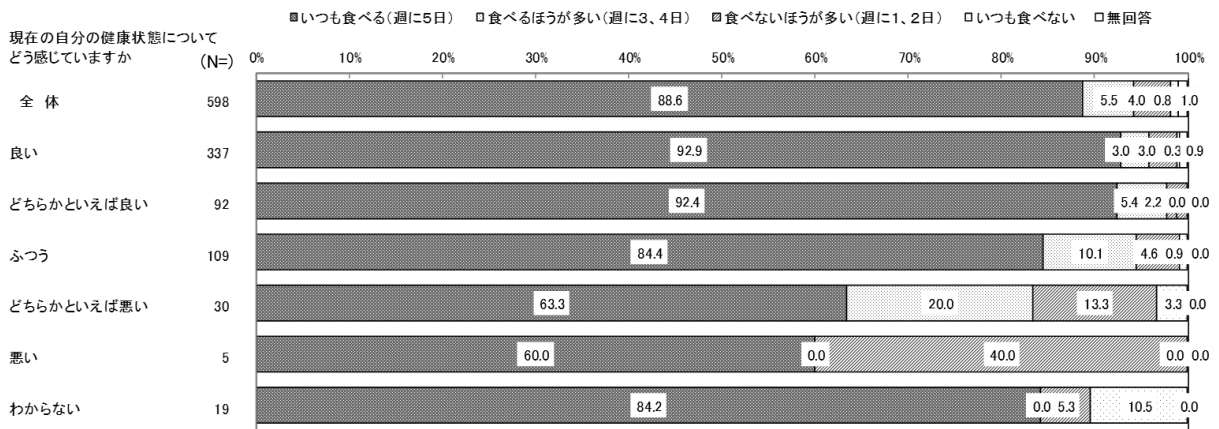
■現在必要としていること、重要だと思う支援(%)



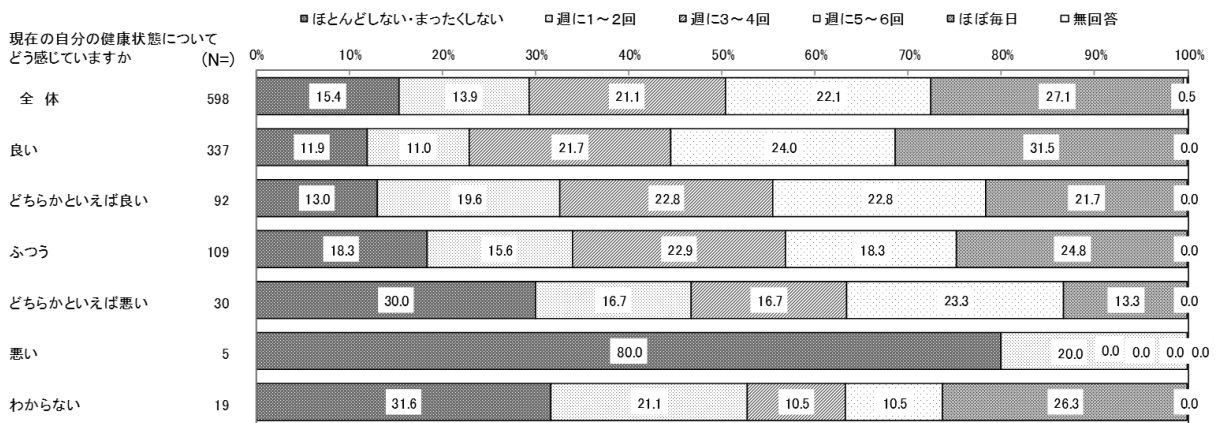
(2)子どものアンケート結果

① 子どもの健康維持について

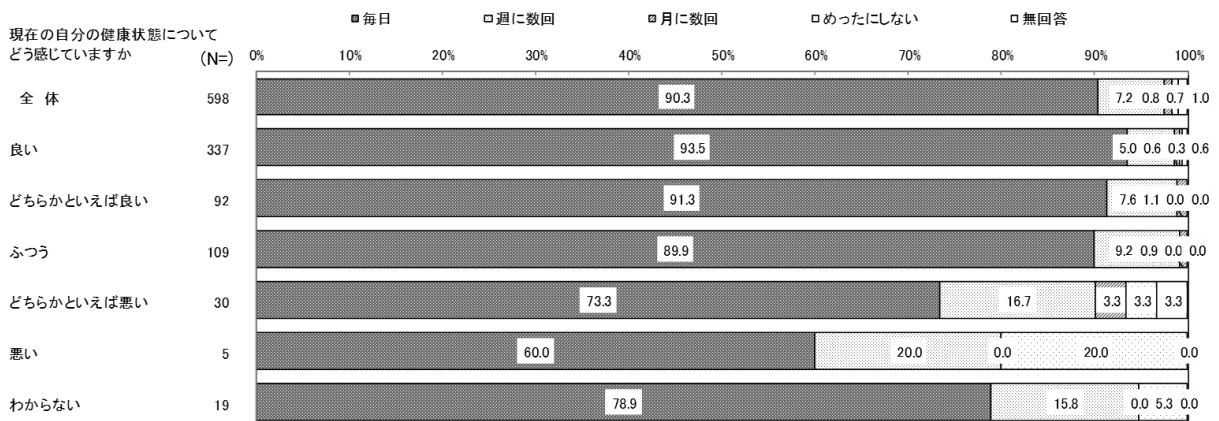
■自分の健康状態×平日の朝食を食べる頻度(%)



■自分の健康状態×30分以上からだを動かす遊びや習い事をする頻度(%)

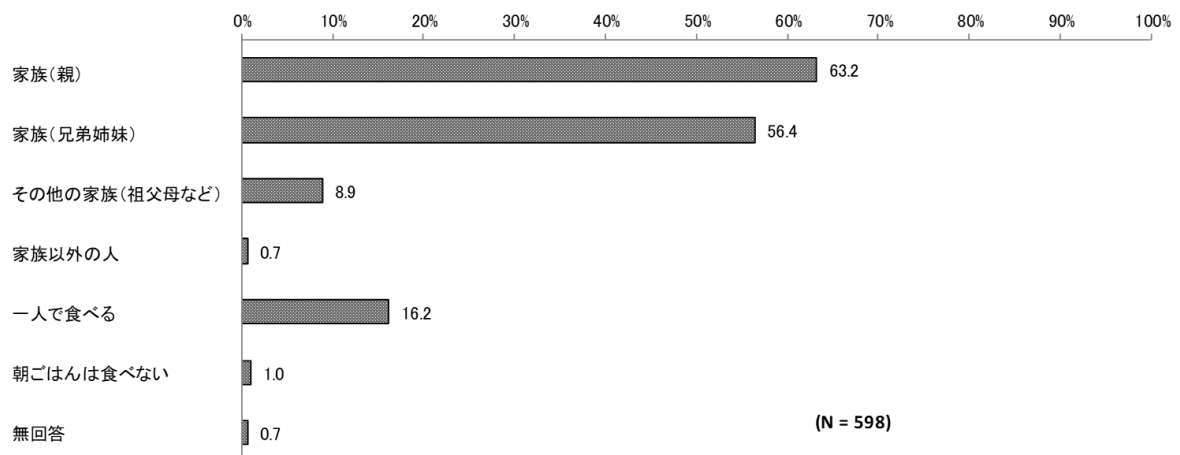


■自分の健康状態×歯磨きをする頻度(%)

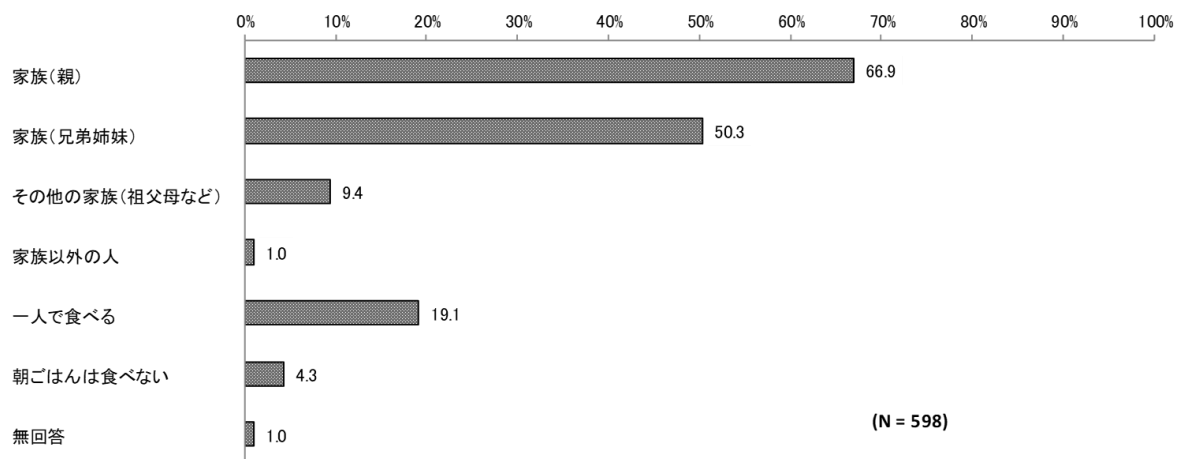


② 子どもの孤食・孤立の解消について

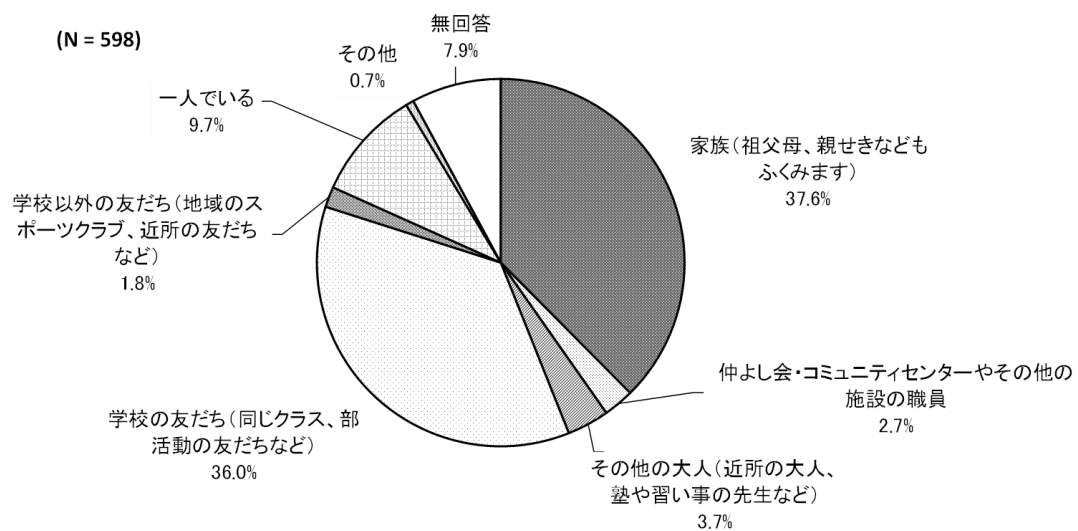
■ 平日の朝ごはんをだれと食べるか(%)



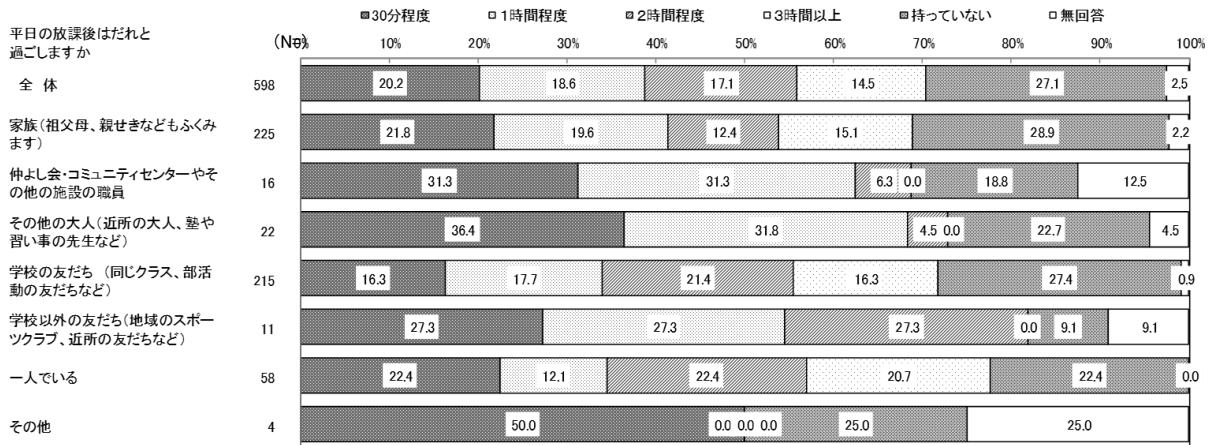
■ 休日の朝ごはんをだれと食べるか(%)



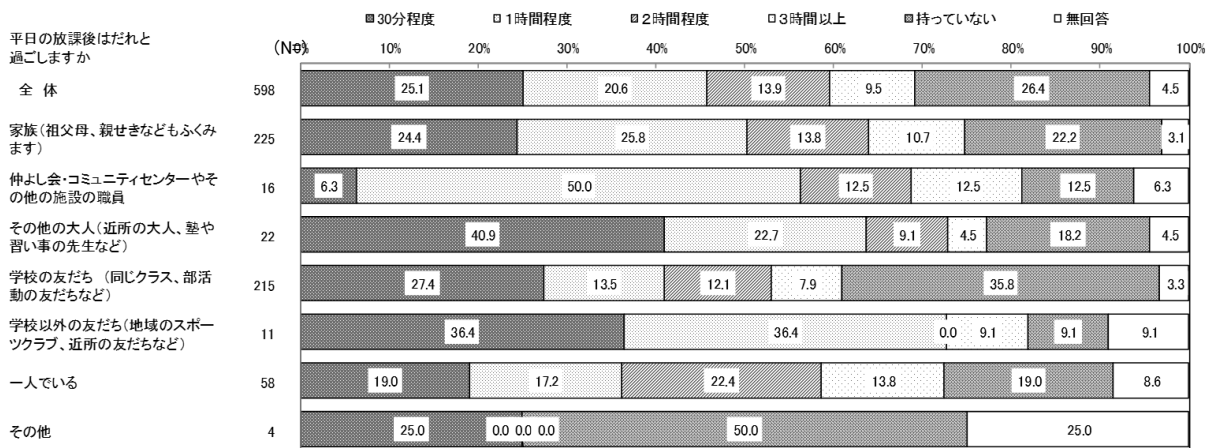
■ 平日の放課後にだれと過ごすか(%)



■平日(学校に行く日)の放課後携帯電話・スマートフォン(タブレット含む)の利用頻度(%)

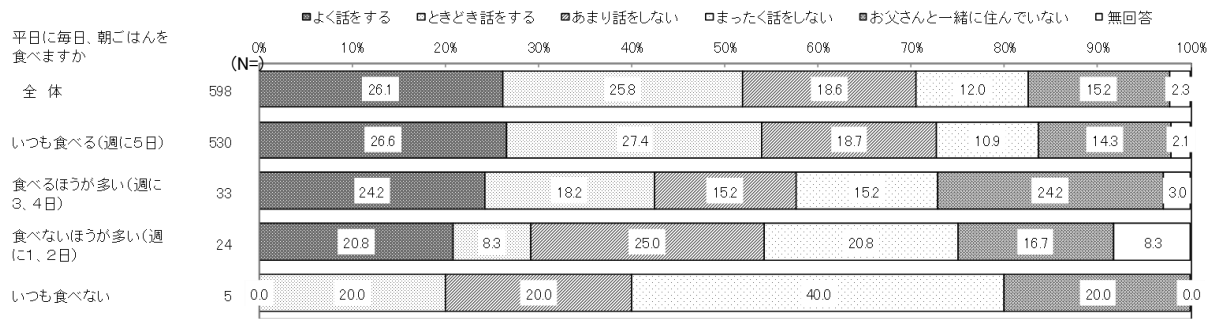


■平日(学校に行く日)の放課後 ゲーム機の利用頻度(%)

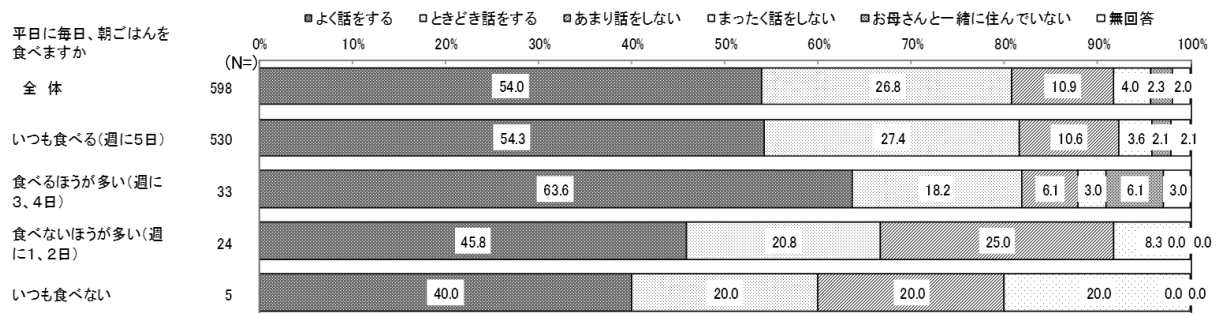


③ コミュニケーションについて

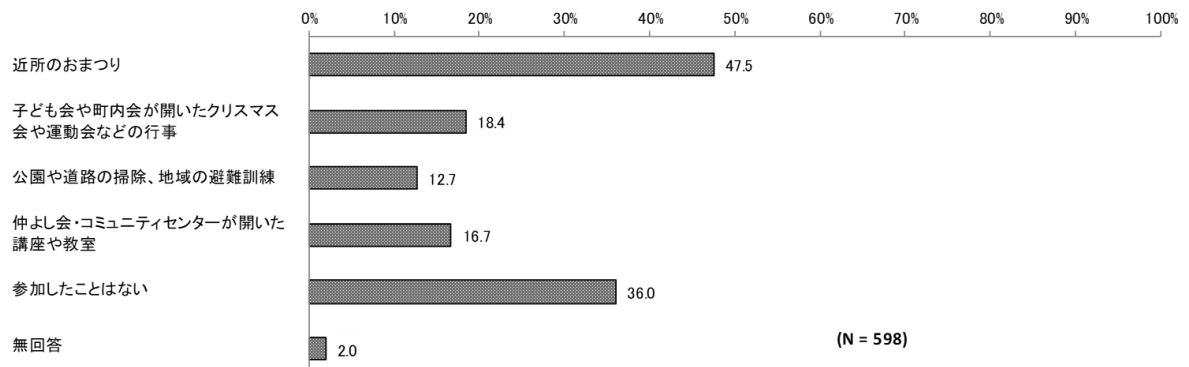
■ <お父さんとの会話> 友だちのことについて(%)



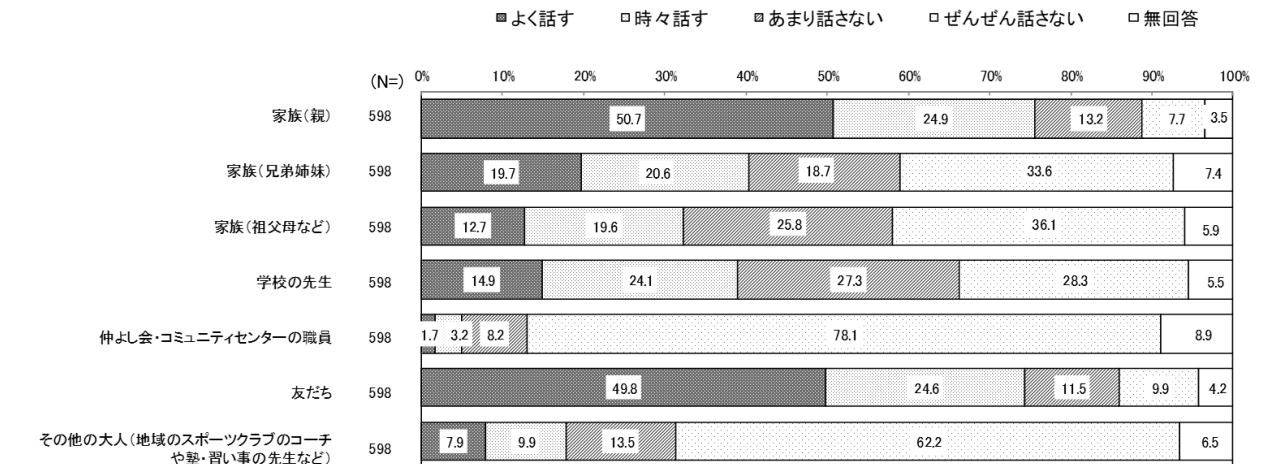
■ <お母さんとの会話> 友だちのことについて(%)



■ 参加している地域活動(%)

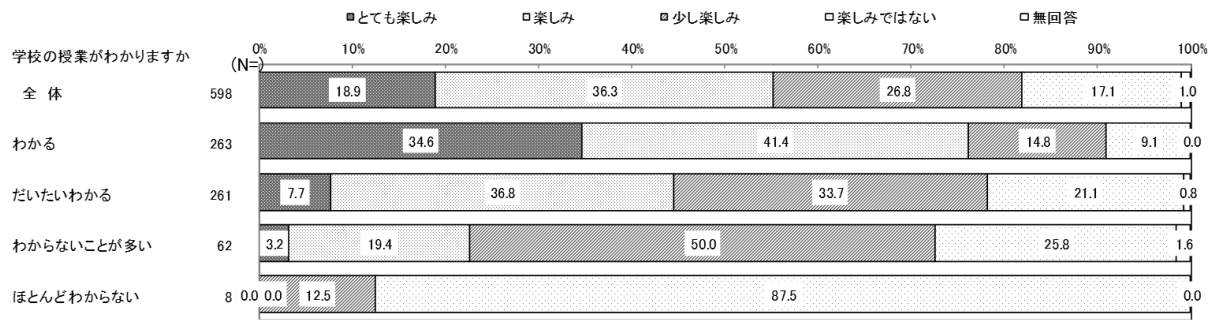


■ 困っていることの話し相手(%)

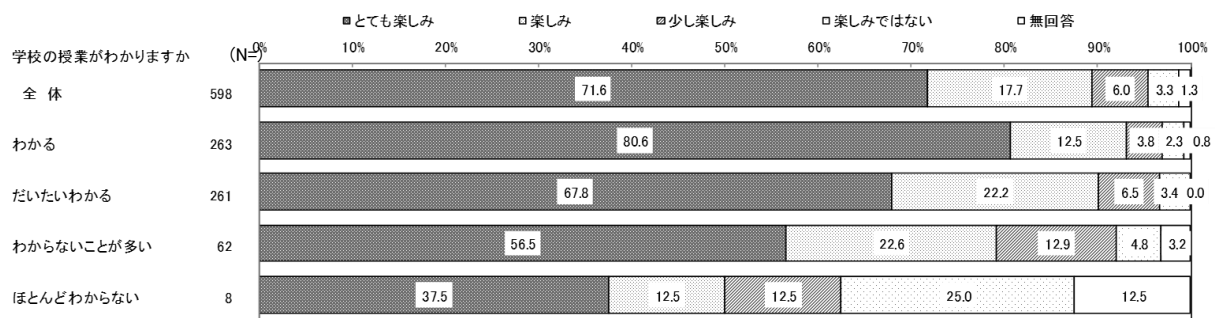


④ 学校生活について

■学校の授業がわかる×国語・算数(数学)・理科・社会・英語の授業の楽しみ(%)

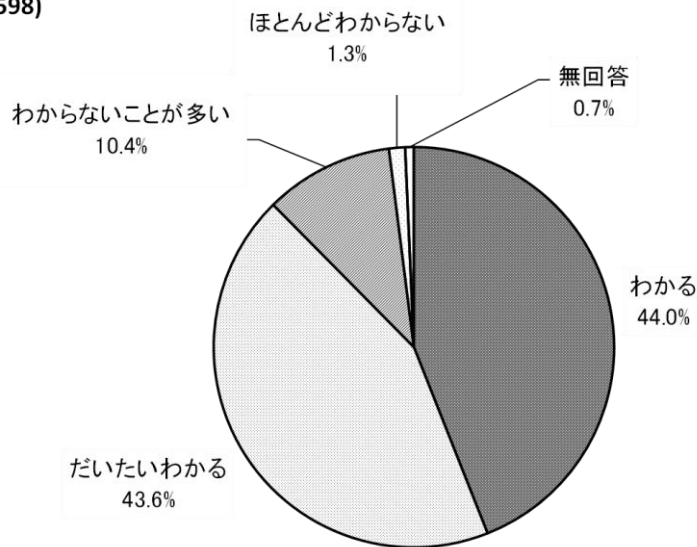


■学校の授業がわかる×学校の友だちに会う楽しみ(%)

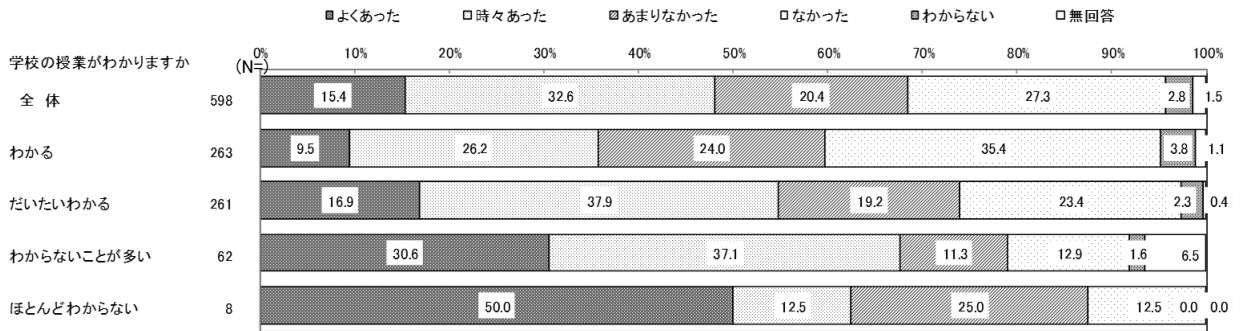


■勉強がわからない時に「親」に教えてもらう(%)

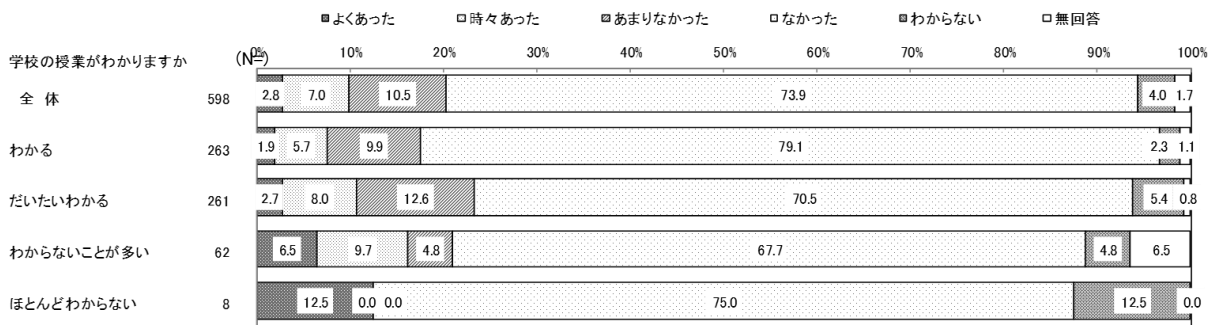
(N = 598)



■学校の授業がわかる×学校に行きたくないと思った(%)



■学校の授業がわかる×いじめられた(%)



2 十和田市子どもの貧困対策推進計画検討委員会設置要綱・委員名簿

(設置)

第1条 十和田市子どもの貧困対策推進計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、計画の内容を検討するため、十和田市子どもの貧困対策推進計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、計画について子どもの貧困対策を推進するための総合的な視点での意見交換をし、市長への提言を行う。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長が別に定める組織、団体等からの推薦を受けた者
- (2) 市内に居住し、又は通勤する者であって、市長が行う公募に応じたもの
- (3) 健康福祉部長
- (4) 教育部長
- (5) 農林商工部長

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和5年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員長の指名するところによる。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その会議の議長となる。ただし、委員の委嘱及び任命後最初の会議は、市長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(報償等)

第7条 委員（第3条第2項第1号及び第2号に掲げる委員に限る。）が会議に出席した時は、予算の範囲内で報償費及び費用弁償を支給することができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、健康福祉部こども支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

◎委員長 ○副委員長 (敬称略)

No.	関係機関・団体名	職 名	氏 名
1	十和田市民生委員児童委員協議会	会長	◎佐々木 重 康
2	十和田こども食堂実行委員会	代表	水 尻 和 幸
3	十和田市社会福祉協議会	事務局次長	福 田 延 幸
4	十和田市仲よし会指定管理者連絡協議会	社会福祉法人 健佑会 理事長	前川原 新 悦
5	十和田地区保育研究会	ひかり保育園 園長	櫻 田 映 子
6	十和田私立幼稚園協会	十和田カトリック幼稚園 園長	高 木 由加里
7	十和田市校長会	松陽小学校 校長	○新 堂 正 一
8	十和田商工会議所	事務局長	荒 木 亜由美
9	三沢公共職業安定所十和田出張所 (ハローワーク十和田)	統括職業指導官	橋 本 和 典
10	十和田市教育委員会事務局	教育部長	小 川 友 恵
11	十和田市健康福祉部	部長	小笠原 誓 子
12	十和田市農林商工部	部長	前川原 史 博
13	公募委員		高 橋 陽 子
14	公募委員		白 幡 律 子
15	公募委員		竹 浦 幸 子

3 計画の策定経過

日程	会議等
令和5年1月6日	第1回十和田市子どもの貧困対策推進計画検討委員会
令和5年1月18日	第2回十和田市子どもの貧困対策推進計画検討委員会
令和5年2月16日	第3回十和田市子どもの貧困対策推進計画検討委員会

十和田市子どもの貧困対策推進計画

発行日 2023（令和5）年3月

発行者 十和田市 健康福祉部 こども支援課

住 所 〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号

TEL 0176-51-6716・6717

FAX 0176-23-5114

URL <http://www.city.towada.lg.jp/>

